

子どもとともに札幌の未来を考える

- 子どもの権利条例の制定に向けて -

最 終 答 申 書

平成18年(2006年)5月30日

札幌市子どもの権利条例制定検討委員会

目次

はじめに

．最終答申書の作成にあたって	
1．なぜ「子どもの権利条例」が必要なのか……………	1
（1）子どもの権利条約と札幌市の子どもの権利に関する取組み……………	1
（2）検討委員会の取組みと条例制定の意義……………	2
（3）「権利」と「義務」について……………	3
2．「子どもの権利条例（案）」の考え方……………	5
（1）最終答申書の作成に向けた議論……………	5
（2）最終答申書の特徴……………	5
．札幌市子どもの権利条例（骨子案）	
1．最終答申書に盛り込む項目案の骨格……………	7
2．項目案の個別内容……………	9
前文……………	9
第1章 総則……………	11
第2章 権利普及……………	13
第3章 子どもにとって大切な権利……………	15
第4章 生活の場における権利保障……………	25
第5章 子どもの権利侵害からの救済……………	41
第6章 施策の推進……………	44
第7章 子どもの権利保障の検証……………	45
．参考資料	
1．札幌市子どもの権利条例子ども委員会の活動内容……………	47
（1）子ども委員会からの提案……………	47
（2）子ども委員会の活動……………	57
2．札幌市子どもの権利条例制定検討委員会委員名簿……………	58
3．札幌市子どもの権利条例制定検討委員会の開催経過……………	59
（1）本委員会……………	59
（2）懇談会……………	60
（3）出向き調査……………	61
（4）フォーラム・市民意見交換会……………	62
（5）起草ワーキング……………	62
4．中間答申書に寄せられた市民意見概要……………	63

はじめに

私たち検討委員会は、昨年末に「中間答申」を提出しましたが、これに対し、市民のみなさんから貴重なご意見を多数いただきました。それを踏まえ、具体的にどのような条例にすべきかについて、1月から5月まで精力的に議論を重ね、この度、「条例素案」を中心とした「最終答申」をまとめることができました。

子どもの権利条例づくりがスタートしてからほぼ1年になります。最初はあまり知られていなかった「条例づくり」が、少しずつ市民のみなさんの関心と呼ぶようになり、新聞などにも大きく取り上げられ、「みんなで子どもたちの幸せを考えよう」という気運が高まってきたことは大変喜ばしいことです。

私たちの条例づくりの一番の特徴は、限られた条件のもとではありましたが、検討委員が自分たちの目と足で子どもたちの実像に迫り、子どもの声に耳を傾けることを大切にしてきたことです。特に、32名の子どもたちによる「子ども委員会」での議論には多くの啓発を受けました。子どもたちは大人に対し、「もっと僕たちの方を向いて!」「そして、私たちの声を聴いて!」と求めています。第3章に掲げられているのは、そんな子どもたちの魂がこもった「子どもにとって大切な権利」のリストです。

2つ目の特徴は、第4章で子どもの権利保障のための「大人の責務」を考え、「子どもの育ちや成長に関わる大人への支援」の重要性を明確にしたことです。子どもが健やかに育つためには、子どもに関わる大人たち自身が元気で、余裕をもって子どもと向き合うことができなければなりません。

3つ目の特徴は、子どもの権利救済のための特別な制度として「子どもの権利オンブズパーソン」の創設を強く求めたことです。権利保障は、救済制度が完備してはじめて実効性のあるものとなります。

ところで、懇談会や出向き調査を通じて実感したことなのですが、今の日本は、とても「子どもにやさしい社会」とは言えず、社会全体の子どもたちを育む力が急速に衰退しつつあるように思えます。「格差社会」が進行する中で、子どもたちを取り巻く環境はだんだん厳しさを増しているといつてよいでしょう。

大人は、今の子どもたちが、ありのままに自分らしく生きることが難しく、大変生きづらいつと感じていることを知る必要があります。子どもが生きづらいつ社会は、大人にとつても幸せであるはずがありません。

そんな状態にある子どもたちに対し、大人は、もっとほめ、たっぷり愛情を注ぐ必要があります。そうすれば、子どもはうれしいし、勇気も出てくると思うのです。

「子どもの権利を保障する」ということは、そんなに難しいことではありません。子どもの育つ力と可能性を信じて、優しいまなざしで、子どもたちを育むということです。

この最終答申に基づいた「札幌市子どもの権利条例」が制定され、日常生活の中で活かされることによって、子どもに笑顔と希望が戻ってきます。それとともに、大人の中に「札幌の未来を子どもとともに考えよう」という意識が少しずつ広がっていき、その結果、子どもも大人も幸せな、“平和で世界につながるまち”札幌が生まれます。

そんな願いを込めてこの最終答申を提出します。

平成18年5月30日

札幌市子どもの権利条例制定検討委員会
委員長 内田 信也

．最終答申書の作成にあたって

1．なぜ「子どもの権利条例」が必要なのか

(1) 子どもの権利条約と札幌市の子どもの権利に関する取組み

「子どもの権利条約」は、「子どもの権利」が、子どもを取り巻くあらゆる場で実現されることを求める条約で、平成元年（1989年）11月20日の国連総会において、全会一致で採択されました。日本は、4年半後の平成6年（1994年）4月にこの条約を批准し、翌月の5月22日から効力をもつようになりました。

子どもの権利条約は、子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」など、さまざまな権利を保障し、もっと大人に子どもを大切にすることを求めています。子どもを大切にすることは、人間を大切にすることです。子どもを大切にしない社会に豊かで明るい未来はありません。

私たちの社会には、子どもの人権問題のほかにも多くの人権課題がありますが、子どもの人権が保障されていない社会では、大人の人権も十分保障されているとは言えないでしょう。その意味では、子どもの人権の尊重は、すべての人権課題の基礎であると言えます。

現実には、札幌にもいじめや虐待などで苦しんでいる子どもがいます。また、残念なことに「子どもだから」ということで意見を聴くこともなく、無意識のうちに子どもに我慢させていることもあるのではないのでしょうか。もし世の中の子どもが「生きづらい」と感じているとすれば、私たち大人にとっても幸せな世の中とは言えないと思うのです。

日常的に「子どもの権利」が保障され、子どもが幸せになるためには、家庭、学校、地域など、あらゆる場面ですべての人が子どもの権利条約の理念を共有していかなければなりません。そのためには、札幌の子どもにとって大切な権利や、参加の仕組み、権利侵害からの救済などについて、札幌の現状に即して、自治体が制定する法である「条例」として具現化することが必要なのです。

札幌市では、平成15年（2003年）6月、施政方針「さっぽろ元気ビジョン」において、札幌の未来を担う子ども一人ひとりの権利を保障するために、「子どもの権利条例」の制定を目指すとともに、平成16年（2004年）4月には、新たに「子ども未来局」を設置し、子どもの権利条例の制定に向けて、具体的な施策を展開してきました。また、平成16年（2004年）9月には、一人の子どもが生まれ成長する過程を総合的に支援する「札幌市次世代育成支援対策推進行動計画 - さっぽろ子ども未来プラン - 」を策定し、この計画においても、平成18年度（2006年度）中に、「(仮称)札幌市子どもの権利条例」を制定することとしています。

一方、平成15年度（2003年度）に行った市政世論調査では、子どもの権利条約の認知度が14.3%と、残念ながら市民に広く条約の趣旨が浸透しているとは言えない状況でした。このことから札幌市では平成16年度（2004年度）を、「条約の普及啓発の年」と位置付け、地域・市民団体主催の子どもの権利に関する研修会の開催やパネル展、フォーラムなどを実施してきました。

このような状況の中で、私たち「札幌市子どもの権利条例制定検討委員会」は、平成 17 年（2005 年）4 月に札幌市長から諮問を受け、市民が主体となる条例素案を作成することになりました。これまで、限られた期間ではありましたが、懇談会や出向き調査、そしてたくさんの会議を開催し、「札幌の子どもたちに必要な権利は何か」、「どのように札幌の子どもたちの権利を保障していくべきか」などについて活発な議論を行い、多くの市民の皆さまからのご意見を参考に、本答申書をまとめることができたのです。

（２）検討委員会の取組みと条例制定の意義

私たちは、条例制定のためには、委員自らができる限り多くの子どもや大人から意見を聴き取り、「札幌の子どもたちの実像」を知る必要があるとの認識から、25 人の委員が 5 つの部会に分かれて、平成 17 年（2005 年）7 月から 10 月にかけて集中的に 23 回の懇談会と 22 回の出向き調査を行ったほか、子どもを含む市民 6,486 人にアンケート調査を実施し、可能な限りの実態把握に努めました。さらに、子どもの権利条約や条例制定へ向けての十分な理解を深めるため、フォーラムを開催するなどの広報活動も行いました。

平成 17 年（2005 年）12 月には、これらの活動経過から、札幌の子どもたちの現状を分析し、札幌市がつくるべき条例の基本方針を徹底的に議論し、条例制定に向けての 9 つの課題などを盛り込んだ、中間答申書『子どもとともに札幌の未来を考える 子どもの権利条例の制定へ向けての検討課題』をまとめ、市長に提出しました。

また、私たちは、最終答申書の作成を通じて、あらためて条例の名称及び条例を制定する意義を確認しました。条例は、子どもの権利保障、権利侵害からの救済に取り組む札幌市の基本的な姿勢を示すとともに、具体的な施策・事業を進める法的な根拠になります。このことから、私たちは、市民全員が「子どもの権利」を正しく認識する意識を育ていくためにも、条例の名称には「権利」という言葉を明確にするべきと提案します。さらに、条例を制定することによって、下記の 4 点が実現されると考えます。

子どもの権利の理解促進

子どもとともに、大人も「子どもの権利」について学ぶことが促進され、市民が今まで以上に「子どもの権利」の理解を深めることができるようになります。

子どもにやさしいまちづくり

子どもに関する施策や事業は、子どもの意見や参加が尊重され、「子どもの権利」が保障されたものとなります。その結果、子どもの視点に立った「子どもにやさしいまちづくり」が進められます。

自立した社会性を身につけた大人への成長

子どもが自らの権利を学び、自分らしく生きいきとした「子ども期」を過ごすことができます。そして、自分で考え判断し、自分の行動に責任を持ち、他者の権利も大切に自立した大人へと成長・発達していくことが保障されます。

権利侵害からの救済

現にいじめや虐待、体罰などの権利侵害で悩み苦しんでいる子どものために、特別な救済制度が創設され、迅速かつ効果的な解決が図られます。

(3) 「権利」と「義務」について

権利と権利の調整

中間答申書でも述べましたが、子どもの権利を考えるにあたって、常に議論の対象となったのが、「権利」と「義務」の問題についてです。本答申書でも、あらためて「権利」と「義務」の考え方について、明らかにしたいと思います。

「子どもに権利を認めると、子どもが我がままになる。権利を教える前に義務を教えるべきではないか。」という声をよく耳にします。しかし、「権利を認めると我がままになる」などということがあるのでしょうか。また、具体的にどのような権利に対し、どのような義務が対応しているのでしょうか。

私たちの生活は、他人との関係性の中で営まれていますから、自分の権利主張が尊重されると同じように、相手方の権利も尊重することが必要です。そして、権利と権利が衝突する具体的な場面においては、両者の調整が行われなければなりません。このことから、権利を行使する際には、他人との関係性の中で制約を受けるのは当然のことであるとも言えます。このことを、私たちは「義務」と呼んでいただけにすぎないのでしょうか。

子どもの権利は、子どもがひとり人間として成長していくうえで不可欠なものなので、何かの義務を果たすことを条件に認められるようなものではなく、人間として生まれた以上、誰もが無条件に認められているものなのです。

また、子どもは、自分の権利が尊重されていることを実感し、「自己肯定感・自尊感情」を持つことによってはじめて、他人の権利を尊重しなければならないことを学びます。子どもに「他人の権利を尊重しなければならないこと」を義務と称して先に教えようとすると、豊かな人権感覚は育ちません。

権利と保護の関係

ところで、子どもを含むすべての人に保障されているはずの権利を、子どもの権利条約においてあらためて保障しなければならなかったのは何故でしょうか。それは、日々成長・発達していく子どもの特性に配慮し、子どもが安心して自信を持って自由に生きていけるように、誰もが持っている権利を子どもにふさわしい言葉と方法によって、特別に保障する必要があったからだと考えられます。

これまでは、子どもはまず、家庭において守られ、社会の中で教育をはじめとするさまざまな制度の中に組み込まれて、保護を受ける存在とされてきましたが、これからはそれにとどまらず、子どもは自分の判断に基づいて権利を行使する一人の人間であると捉える必要があります。

ここで誤解してはならないことは、「子どもには、権利とともに保護も必要である。」ということです。権利と保護を対立的に考えるのではなく、子どもが自立した大人へと自己形成していく過程にあることを踏まえ、この両者を子どもの成長にあわせて組み合わせることが求められます。なお、ここでいう「保護」というのは、「子どもを未熟な者として、大人が導いていく」という考えではなく、「子どもに寄り添い、支援しながら、子どもとともに色々な問題を考える」ことです。

子どもと大人の対話

子どもの権利条約のなかで、重要な権利の一つとして、第 12 条の「意見表明権」が挙げられます。この「意見表明権」を、「子どもが自由に意見を言い、決定することができる権利」と理解し、「大人は、子どもの言い分にしがわなければならないのか。」と考える方もいるかもしれませんが、しかし、この「意見表明権」の趣旨は、「子どもに関係することを決めるときには、子どもの意向をできるだけ尊重しよう。」というものであり、その実現が「子どもの最善の利益」の観点から適切でないことが明らかな場合には、子どもの意向を容認しないこともあり得るのです。このような場合、大人は、子どもの意見を実現できない理由を誠実に説明する責任があります。場合によっては、この大人の説明に対して、再び、子どもから意見の表明があるかもしれません。そのときには、大人は、さらに子どもに分かりやすく説明することにより、子どもと大人とが「建設的な対話」を継続的に行うことが、「意見表明権」の本当の趣旨なのです。これは、「権利と保護を対立的に考えるのではなく子どもの成長に合わせて組み合わせていくこと」の一場面であり、すべての権利について同じことが言えます。

また、子どもの権利条約の第 31 条では、子どもに「休息および余暇についての権利」、「子どもがその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行う権利」などを認めています。本答申書でも、子どもにとって大切な権利の一つとして、「遊び、疲れたら休む権利」を明記すべきであると提言しています。

このような権利を明記すると、「子どもが休息する権利や遊ぶ権利を主張して、学校をさぼったらどうなるのか。」と心配する方がいるかもしれません。しかし、そのような時にこそ、子どもの真意を確かめ、大人は、「休息する権利や遊ぶ権利は、子どもが成長・発達するために不可欠のものとして認められているもので、なまけることを認めたものではない。」、「学ぶ権利も大切にすべきではないか。」などと、子どもに丁寧の説明し、ともに議論を交わす必要があります。それを通じて子どもは、権利を正しく学び、「もっと自分を大切にしなければならない」ことを知ると思うのです。

このように、「子どもの権利を認める」ことや「子どもの言い分を聴く」ことは、子どもの言いなりになるということではありません。「子どもの最善の利益」の観点を通して、最終的に大人が判断しなければならないのです。「大人の人権感覚および責務が問われている」と言ってもよいかもしれません。

2. 「子どもの権利条例（案）」の考え方

（1）最終答申書の作成に向けた議論

私たちは、中間答申書の提出後、1月から5月下旬までに、8回の検討委員会（第12回～第19回）と14回の起草ワーキング（第1回～第14回）を開催し、毎回4、5時間に及ぶ議論を続けてきました。また、中間答申書や最終答申書の骨格案をできるだけ多くの市民に知ってもらうために、中間答申書に対する意見募集やフォーラム、市民意見交換会などの開催も併せて行いました。

また、条例づくりが本格化するなかで、より幅広い子どもの意見を聴き、子どもたちの意見を直接反映させることを目的に、中間答申書で設置を提言した「札幌市子どもの権利条例子ども委員会」が平成18年（2006年）2月に発足しました。

「子ども委員会」は、本委員会に属する高校生委員が中心となり、発足から4カ月にわたり、「子どもたちにとって大切な権利は何だろう」というテーマで、多くの意見交換を行ったほか、身のまわりの大人や友だちに意見を聞くなどの取組みも行ってきました。そして、子ども委員それぞれが考えた権利の名称や内容などを提案していただき、私たちはそれを最大限尊重して、第3章「子どもにとって大切な権利」を作成することができました。

なお、子ども委員会の提案及び活動内容は、参考資料(p.47～57)に掲載しています。

（2）最終答申書の特徴

私たちは、中間答申書の中で、条例制定に向けた9つの課題を提示しました。この中でも、特に下記4点が、この条例の特徴であると考えます。

権利普及

条例の意義でも触れたように、「子どもの権利」の理解を深めるための取組みを行うことは極めて重要です。

子どもが権利を行使するためには、子ども自身や大人が「子どもの権利」について正しく理解する必要があります。また、子どもが、自分の権利を正しく行使することで、自分だけではなく、他者の権利を尊重した大人へと成長・発達していくことができるようになります。

そこで、本答申書の「札幌市子どもの権利条例（案）」のなかでは、第2章に「権利普及」という独立した章を設け、「子どもの権利の日の設定」のほか、「子どもの権利の広報・普及」や、「子どもや大人への学習に対する支援」を規定しました。

私たちは、子どもを含めた市民みんなが正しく「子どもの権利」を理解することによって、前述のような「権利」と「義務」の関係についても、正しい認識が可能になるのではないかと考えます。

子どもの意見表明・参加の機会の保障

子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーです。

札幌市では、これまで、児童会館の新設や学校、公園の改修時などに、子どもたちの意見を採り入れる取組みを進めてきました。今後もこのような取組みが広がり、子どもに関わる様々な場面において思いや意見を表明し、参加の機会が保障されることによっ

て、子どもは現在の社会の一員として、また、未来の社会の担い手として、健やかに成長・発達していくことが期待されます。

そこで、第4章・第4節「参加・意見表明の機会の保障」において、「市政、学校など育ち学ぶ施設、地域」、「市の施設の設置や運営」、「市が開催する審議会等」への子どもの参加の機会の保障、さらには、子どもが意見を言い、参加しやすい環境をつくるための「子どもの視点に立った情報発信」を規定しました。

私たちは、子どもの参加、意見表明の機会を保障することによって、「子どもにやさしいまちづくり」、さらには、「すべての人にやさしいまち札幌」が現実のものになるのではないかと考えます。

子どもの育ちや成長に関わる大人への支援

子どもが毎日を豊かに過ごし、生きいきと成長・発達するためには、まわりの環境がとても大切です。

子どもの育ちや成長に関わる保護者や学校、施設などの職員、さらには地域の人たちがストレスにさいなまれ、ゆとりを失っているのであれば、「子どもの権利」が保障されることも疑わしくなり、さらには、子どもが健やかに育つことも考えにくくなります。

そこで、第4章「生活の場における権利保障」のなかの第1節「家庭における権利保障」では、「保護者への支援」として子育て等への支援を、さらに、第4章の中に独立して「子どもの育ちや成長に関わる大人への支援」という節（第6節）を設け、「育ち学ぶ施設職員への支援」、「地域での市民の活動の支援」を規定しました。

このなかでも、私たちは、「学校、施設などの子どもに関わる職員」に対する支援について、答申書にどのように盛り込むか多くの時間を割いて議論し、「職員が心に余裕を持って子どもと接することができるような支援」「子どもの権利の理念を実践することができるような支援」を挙げることとなりました。

私たちは、子どもに関わる大人に対して重層的な支援を行うことで、真に、子どもが権利を行使する環境が整備されるのではないかと考えます。

子どもの権利侵害からの救済

日々、成長・発達する子どもにとって、「今」はとても大切です。

条例を制定する意義の一つにも挙げているように、現に、いじめや虐待、体罰などの権利侵害で悩み苦しんでいる子どもたちに対して、迅速かつ効果的な救済を図ることは、市の施策として特に優先されるべき事項の一つであると考えます。

このことから、第5章「権利侵害からの救済」では、「救済制度の創設」、「救済の制度設計」、さらには、「各相談・救済機関等の連携対応」を規定しています。

私たちは、子どもに寄り添い、子どもの立場になって活動する、権利侵害からの救済についての特別の制度として、いわゆる「子どもオンブズパーソン制度」の創設を強く希望します。この制度は、子どもの最善の利益の実現のため、相談に始まり、調査、調整、そして勧告、意見表明などの権限を備えたものでなければなりません。

このような制度を構築することにより、苦しみ、悩んでいる子どもたちみんなが、元気な笑顔を取り戻すことを私たちは願っています。

札幌市子どもの権利条例（骨子案）

1. 最終答申書に盛り込む項目案の骨格

前文
第1章 総則 1. 目的 2. 定義 3. 責務
第2章 権利普及 1. 子どもの権利の日 2. 市民の活動と連携した広報 3. 学習等への支援
第3章 子どもにとって大切な権利 1. 安心して生きる権利 2. 自分らしく生きる権利 3. 豊かに育つ権利 4. 参加する権利
第4章 生活の場における権利保障 第1節 家庭における権利保障 1. 保護者の役割 2. 保護者への支援 3. 虐待・体罰の禁止等 第2節 育ち学ぶ施設における権利保障 1. 育ち学ぶ施設の役割 2. 開かれた施設づくり 3. いじめの防止 4. 虐待・体罰の禁止等 5. 関係機関等との連携と研修 6. 子どもに対する処分等の手続き 第3節 地域における権利保障 1. 地域の役割 2. 地域における子どもの居場所 3. 自然環境の保全 4. 安全・安心な地域づくり 第4節 参加・意見表明の機会の保障 1. 子どもの参加の促進 2. 市の施設の設置及び運営に関する子どもの意見 3. 市が開催する審議会等への子どもの参加 4. 子どもの視点に立った情報発信 第5節 子どものそれぞれの状況に応じた権利保障 1. お互いの違いを認め尊重する社会の形成 2. 子どもそれぞれの状況に応じた市の役割 第6節 子どもの育ちや成長に関わる大人への支援 1. 育ち学ぶ施設職員への支援 2. 地域での市民の活動の支援
第5章 子どもの権利侵害からの救済 1. 救済制度の創設 2. 救済の制度設計 3. 各相談・救済機関等との連携対応
第6章 施策の推進 1. 施策の推進 2. 推進計画
第7章 子どもの権利保障の検証 1. 専門委員会の設置等 2. 提言及び市の措置

【解説】

次ページ以降の「2. 項目案の個別内容」には、項目案一つひとつに対して、これまでの本委員会の議論の経過が読みとれるようなかたちで解説文をつけています。

はじめに、「前文」には、その後の章の前提となる総括的な子どもの権利についての考え方や権利行使の調整ルール、大人が果たすべき役割などを記載しています。

次に、「第1章」では、「総則」として、条例の目的、用語の定義、市民の責務を明記しています。

次に、「第2章」では、「権利普及」を挙げています。中間答申書において課題として挙げている「みんなで子どもの権利を学ぶ」という項目を特記した章となっており、「子どもの権利の日」を設けるほか、子どもの権利について子どもを含む市民に広く伝えていくことなど、市の権利普及の責務を明記する章です。

次に、「第3章」では、「子どもにとって大切な権利」を挙げています。この章は、「札幌の子どもにとって大切な権利」を項目として列挙した位置付けとなっています。なお、この章に記載した「権利」の一覧については、本委員会の議論と並行して「子ども委員会」においても検討してもらい、子ども委員会の提案を踏まえながら、最終的に本委員会で整理しています。

次に、「第4章」では、「生活の場における権利保障」を挙げています。ここでは、第3章の「子どもにとって大切な権利」を受けて、「家庭・学校・地域」など、子どもたちが生活する様々な場面で成長・発達を保障する具体的な規定を示した章となっています。また、中間答申書において課題として挙げている「参加・意見表明の機会の保障」「子どもの育ちや成長に関わる大人への支援」「子どものそれぞれの状況に応じた権利保障」も盛り込んでいます。

次に、「第5章」では、子どもに権利侵害があったときのための救済制度についての項目を挙げています。ここでは、特別の救済制度として、いわゆる「子どもの権利オンブズパーソン制度」の設置を求めています。

次に、「第6章」では、子どもの権利保障を具体的に推進していくための「施策の推進」を挙げています。ここでは、子どもの権利を保障するための市の「推進計画」の策定などを明記しています。

最後に、「第7章」では、子どもの権利が保障されているかを検証する機関として、「札幌市子どもの権利専門委員会」の設置について、その必要性を明記しています。

2. 項目案の個別内容

前 文

すべての子どもは、未来と世界へはばたく可能性に満ちた、かけがえのない存在です。

日本には、平和な社会を築き、子どもの権利を大切にする日本国憲法があります。

さらに、日本は、世界の国々と、子どもの権利に関する条約を結び、誰もが生まれたときから権利の主体であり、あらゆる差別や不利益を受けることなく、自分らしく、豊かに成長・発達していくことを認め、これを大切にすることを約束しています。

子どもは、自分のもつ権利を学び、感じたこと、考えたことを自由に表明し、自分に関わることに参加することができます。こうした経験を通して、自分が大切にされていることを実感すると、自分と同じように、他の人も大切にしなければならないことを学びます。そして、お互いの権利を尊重し合うことを身につけます。

大人は、子ども自身の成長・発達する力を認め、言葉や表情、しぐさから、子どもの気持ちを十分受け止め、子どもが直面することについて、ともに考え、支えていく責任があります。

子どもの権利を大切にすることは、子どもが自分の人生を自分で選び、自信と誇りをもって生きていくように励ますことです。それによって子どもは、自ら考え、責任をもって行動できる大人へと育っていきます。

子どもは、社会の一員として尊重され、大人とともに札幌のまちづくりを担っていきます。子どもが参加し、子どもの視点にたってつくられたまちは、すべての人にとってやさしいまちとなります。

私たちは、こうした考えのもと、ここに、日本国憲法及び児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号)の理念に基づき、子どもの権利の保障を進めることを宣言し、この条例を制定します。

【解説】

前文では、日本国憲法・子どもの権利条約における子どもの権利の理念、子ども自身の権利行使についての考え方、子どもの権利を保障するにあたっての大人の果たすべき役割、条例制定の意義、そして、条例制定への宣言などを明記しています。

はじめに、子どもは誰もがかけがえない存在であることを明記し、次に、日本国憲法のもとで、日本が、子どもの権利条約を批准することによって、子どもは誰もが権利の主体であること、あらゆる差別や不利益から守られることなどを約束していることを明記しています。なお、「権利の主体」とは、条約の理念に基づき、子どもを単なる保護の対象と捉えるだけではなく、子ども自らが権利を行使する「主体（存在）」であることを意味しています。

次に、子どもが、権利を学習し、意見表明や参加の経験を通して権利行使に伴う調整のルールを学んでいくことを明記しています。権利を行使するにあたっては、子どもが、自分だけではなく相手にも同じように権利があり、相手の権利も尊重しなければならないことを理解することが必要です。そのためには、子ども自身が権利を学習すること、そしてお互いの権利を調整する経験を繰り返すことによって、調整のルールを学んでいきます。

次に、子どもの権利を保障するにあたっての大人の果たすべき基本的な役割を示しています。大人は、子ども自身が本来持っている成長、発達する力を認め、子どもの気持ちを受け止めること、子どもの最善の利益を子どもとともに考え、判断し、支えていくことの必要性を明記しています。

次に、札幌市の条例制定の意義である、「子どもが自立した社会性のある大人に育つこと」「子どもにやさしいまちづくりを進めること」を明記しています。

子どもは、自らの権利を行使しながら、自分の人生を切り開き、成長発達していきます。子どもの権利を保障するということは、それを支え、励ましていくことなのです。そして、やがて、自ら考え、責任を持って行動できる大人へと育っていきます。

また、子どもは、社会の一員として尊重されまちづくりを担っていきます。地域全体で子どもを育て、札幌市の子どもに関する施策全般に子どもの権利保障の視点が加えられるなど、子どもの視点に立ったまちは、すべての人にとってやさしいまちとなります。

最後に、これらをすべて踏まえたうえで、札幌市が条例を制定することを宣言しています。

第1章 総則

1. 目的

この条例は、すべての子どもたちが、自らの意思で伸び伸びと成長・発達していけるよう子どもの権利を保障することを目的とします。

【解説】

本委員会では、条例をつくる目的として、「子どもの権利条約」の理念を踏まえ、子どもを権利の主体とする「子ども観」に立って子どもの権利保障を実現することを、直接の目的としています。

また、中間答申書において、「子どもの権利」の本質を「成長・発達する権利」と捉えているように、子ども自身が内在的に持っている成長・発達する力を尊重し、それを支援することが大人の責任であるとの認識から、「自らの意思で伸び伸びと成長・発達していけるよう」と明記しています。

2. 定義

子ども：市内に居住、または市内に通勤・通学する18歳未満の者、その他これらと等しく権利を認めることが適当と認められる者。

育ち学ぶ施設：児童福祉法に定める施設、学校教育法に定める学校、その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶことを目的として通学、通所または入所する施設。

【解説】

「子ども」の定義

「子どもの権利条約」では、その対象年齢を18歳未満としていることから、原則として、本条例でも、適用年齢は18歳未満としています。また、他市町村から市内への通勤者、通学者を想定し、「市内に居住、または市内に通勤・通学する」としています。

さらに、「その他これらと等しく権利を認めることが適当と認められる者」とは、教育活動に支障のないよう配慮する余地を残すため、18歳の高校3年生を想定しています。また、定時制高校などに在学する18歳以上の生徒も本条例の「子ども」に含むかどうか、という議論もありましたが、成人を含めるのは妥当ではないという意見もあり、例外扱いとなるケースは、上限を20歳未満とし、対象となる子どもについては、その都度ケースにより判断することとしています。また、児童相談所が措置して、市外の施設に入所している子どもについても対象としています。

なお、「胎児」について「子ども」と捉えるかどうかの議論がありました。子どもの権利条約前文では、「子どもは、身体的及び精神的に未成熟であるため、出生前後に、適当な法的保護を

含む特別の保護及びケアを必要とする。」と規定されており、妊娠中の母親を保護、支援することとはとても大切ですが、現時点では、民法上、原則として権利能力を持たないことから、本条例における「子ども」の定義には含めないこととしました。

「育ち学ぶ施設」の定義

本委員会の議論の中では、当初、「育ち学ぶ施設」の範囲を広めに定義し、児童福祉法に定める施設（保育所、児童養護施設、母子生活支援施設、児童会館など）、学校教育法に定める学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校）、専修学校、各種学校などのほか、図書館、博物館、体育館、公的医療施設、公園なども含めるべきではないか、との意見もありました。

しかし、第4章・第2節「育ち学ぶ施設における権利保障」においては、主に児童福祉施設や学校等を想定している内容となっていることから、「育ち学ぶ施設」の定義については、児童福祉法、学校教育法の範囲に絞ることとし、子どもが利用する施設である文化・スポーツ施設などにおける権利保障については、地域社会との関わりの中で言及することとしています。

また、「その他の施設」のなかには、民間のフリースクール、民間施設方式児童育成会などが含まれます。

3. 責務

市、親など保護者、育ち学ぶ施設関係者、市民は、子どもの最善の利益を図るために、お互いに連携して子どもの権利の保障に努めなければなりません。

【解説】

本項では、条例の目的である「子どもの権利」の保障にあたって、市・親など保護者・育ち学ぶ施設関係者（設置者、管理者及び職員）・市民が、子どもの最善の利益を図るために、相互に連携して、子どもの権利の保障に努める必要があることを明記しています。

また、「総則」において、それぞれの立場での責務を盛り込むべきではないか、という議論もありましたが、相互に連携した取組みが大切であることから、一括した記載としています。

なお、第4章「生活の場における権利保障」では、家庭、育ち学ぶ施設、地域のそれぞれについて、市、親など保護者、育ち学ぶ施設関係者、市民の責務を明記しています。

第2章 権利普及

1. 子どもの権利の日

市は、子どもの権利の日を設けます。

【解説】

本項では、本条例及び「子どもの権利条約」を、広く子どもを含めた市民へ広報・普及するために、「子どもの権利の日」を設けることを明記しています。

「子どもの権利の日」については、例えば、その日が属する月を「権利推進月間」と位置づけ、市は「子どもの権利」にふさわしい事業の実施などを行い、条例制定後も広く子どもの権利についての関心と理解を深め、広報・啓発活動を継続的に推進していく必要があると考えています。

なお、具体的に「子どもの権利の日」をいつにするかについては、当初、本条例の施行日を想定していましたが、「子どもの権利の日」を設ける意図が子どもの権利の普及啓発活動にあることを考慮すると、特に学校の長期休暇の時期を避けて設定することが望ましいと考えます。例えば、国連総会で子どもの権利条約が採択された日である11月20日にするなど、今後検討する必要があります。

2. 市民の活動と連携した広報

市は、子どもの権利について、市民の活動と連携し、様々な方法を通じて普及に努めなければなりません。

【解説】

本条例を実効性あるものとするには、子どもの権利についての広報・啓発が極めて重要です。そして、子どもの権利の広報・啓発は、市民が個人として、あるいは、様々な組織や、NPOなどの活動団体への参加を通じて、多様な視点や手法で行われることが考えられます。

本項では、市がこうした市民の活動と連携して、子どもの権利の普及に一層の効果を発揮できるよう努力することを明記しています。

なお、普及の場としては、「育ち学ぶ施設」がとても重要な役割を担うことから、本項の「様々な方法」のなかには、これら育ち学ぶ施設での普及も含めています。また、「育ち学ぶ施設」のなかでの学習の支援等については次項で触れています。

3. 学習等への支援

市は、家庭、育ち学ぶ施設、地域において、子どもが、自分の権利、みんなの権利を正しく学び、知ることができるよう、必要な支援に努めなければなりません。

市は、子どもの権利を保障するため、市民が子どもの権利を正しく理解することができるよう、必要な支援に努めなければなりません。

【解説】

中間答申書における市民意見をはじめ、様々な場面で、「子どもに権利を教えると、我がままになるのではないか。」「子どもの権利ばかり先行するのはおかしい。義務や責任を果たしてから、権利を言うべきだ。」というご意見をいただき、本委員会ではこれらの意見を受け止め、「権利」と「義務」「責任」について議論を重ねました。

子どもは、権利の主体として自ら権利を行使するために、子どもの権利を正しく学び、知ることが大切です。そして、大人には、子どもに対し「自分の権利と同じように、他者の権利を尊重すること」「発達段階に応じて権利の行使のあり方に違いがあること」など、権利を行使する際にはお互いの権利を調整するルールがあることを理解し、それを実践できるよう伝えていく責任があります。

これらのことから、では、あらゆる場面で、子どもが自分の権利、他の子どもの権利を正しく学び、知ることができるように、また、では、子どもとともに大人が、正しく子どもの権利を理解することができるように、それぞれ、広報や学習機会の提供などを通して、市が支援することを明記しています。

第3章 子どもにとって大切な権利

【解説】

第3章に規定する子どもの権利は、この条例が定める子どもたちの権利保障の根拠となります。本章では、第1項から第4項まで23項目の権利を規定していますが、これらは、子どもの権利条約等によって子どもに保障されている権利の中から、札幌の子どもの現状を踏まえて特に大切にされるべき基本的な権利を規定したものです。したがって、子どもに保障されている権利のすべてが列記されているわけではありません。

第3章を検討する際には、平成17年(2005年)に実施した懇談会や出向き調査で把握した札幌の子どもたちの現状や、中間答申書について寄せられた意見などのほか、札幌市子どもの権利条例子ども委員会(以下、「子ども委員会」と言います。)が本委員会に対して行った提案を参考にしています。

本章の解説にあたっては、子どもの基本的な権利の具体的な内容について説明するとともに、子ども委員会等における子ども委員の意見の中から関連するものを紹介しています。

最初に、子ども委員会と検討委員会との意見交換会の中で発表された「子どもにとって大切な権利」に関する子ども委員の意見を紹介します。

【子ども委員の意見】

- ・子どもの権利を大人や子どもに知らせることが大切です。そして、知らせるときには、権利だけを知らせるのではなくて、権利と我がままを間違えないように知らせる方法を考えて欲しいです。
- ・条例づくりで考えている「子どもにとって大切な権利」は、人間であれば誰でも基本的に認められているものであって、子どもだけ特別に認められるものではありません。だから、これ以上子どもに権利を与えたら子どもが我がままになる、というのは間違いだと思います。逆に、これらの権利がなければ、子どもの虐待や、いじめ、自殺が起きるかもしれません。これらは基本的人権なのだから、子どもが自分の権利を知っていて当然だと思います。

1. 安心して生きる権利

子どもは、安心して生きることができます。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されます。

命が守られ、平和と安全のもとに、安心して暮らすこと

かけがえのない存在として、愛情を持って育まれること

いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること

障がい、民族、国籍、性別その他子どもまたはその家族が置かれている状況を理由としたあらゆる差別及び不利益を受けないこと

自分を守るために必要なことを知ること

気軽に相談でき、必要な援助を受けること

【解説】

毎日を安心して過ごせることは、子どもの成長を支える基本的な条件です。

はじめに、[第1条](#)では、人間一人ひとりの尊厳の源である生命が、平和と安全のもとに守られることを規定しています。子ども委員会の発足時に行った「子どもの権利アンケート」においても、「子どもにとって大切なこと」として最も多くの子ども委員から支持されたものは、「命が守られること」でした。

次に、[第2条](#)では、子どもは一人ひとりがかけがえのない存在として、愛情をもって育てられることを定めています。

次に、[第3条](#)では、子どもの心や体を傷つけるこれらの行為から守られ、差別や不利益を受けないことを、「子どもの権利」として明確に規定しています。いじめ、虐待、体罰は、家庭や学校など子どもの日常生活の中で起きる重大な権利侵害です。さらに、障がい、民族、国籍、性別などを理由として、子ども自身が差別や不利益を受けることや、子どもの生活を支えている家族が差別を受けることにより、子どもにも不利益が及ぶことも現実には少なくないため、このような差別や不利益を受けないという権利の保障が、安心して生きる権利の基盤として必要であると考えます。

次に、[第4条](#)では、子ども自らが、権利侵害から身を守る力をつけるために必要である危険な情報などを知ること、さらに、[第5条](#)では、起きてしまった権利侵害の解決のみならず、権利侵害を未然に防いだり、権利侵害が拡大する前に問題を解決するために、子どもが気軽に相談でき、必要な援助が受けられることを規定しています。

なお、「子どもの権利条約」では、これらのことに関わる規定として、第2条（差別の禁止）、第6条（生命に対する固有の権利）、第7条（登録、氏名及び国籍等に関する権利）、第17条（多様な情報源からの情報及び資料の利用）、第19条（監護を受けている間における虐待からの保護）、第23条（心身障がいをもつ児童に対する特別の養護及び援助）、第24条（健康を享受すること等についての権利）、第32条（経済的搾取からの保護、有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利）、第36条（他のすべての形態の搾取からの保護）、第37条（拷問等の禁止、自由を奪われた児童の取扱い）などが設けられています。

【子ども委員の意見】

子ども委員からは、安心して生きるために必要なこととして、次のような意見が出されました。

命が守られ、平和と安全のもとに、安心して暮らすこと

- ・生きていく上では命が第一。命があって、働くこと、遊ぶこと、成長することができる。かけがえのない存在として、愛情を持って育まれること
- ・愛することは子どもに優しくしたり、子どもが間違っただけをしたら優しく教えてくれることだと思う。まわりの人が子どもを愛してあげると、子どもも人を愛することができる。いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること
- ・いじめから守られることは、「いついじめを受けるんだろう」とビクビクしながら成長するのではなく、仲の良い友だちと楽しく過ごすことが保障されること。障がい、民族、国籍、性別その他子どもまたはその家族が置かれている状況を理由としたあらゆる差別及び不利益を受けないこと
- ・障がいのある子どもも含めてみんなで遊べば、差別はなくなる。自分を守るために必要なことを知ること
- ・自分や、その他の子どもが持っている権利を正確に知ること、他人の権利を侵していないかどうか知ることでもできる。気軽に相談でき、必要な援助を受けること
- ・登校拒否の子どもや、いじめられている子ども、いじめてしまっている子どもなど、どの子どもでも、なかなか表に言えない悩みを持っていると思うから、何か相談しやすくなる環境が欲しいと思う。

これらに関連する議論の中では、次のような意見が出されました。

- ・安全な環境とは、クリーンな環境、不審者でない校区、安全な食を持てることを総合したものだと思う。
- ・友だちや親など身近にいる人には特に愛されたほうがいい。
- ・悪いことをしたらちゃんと理由を言ってしかってほしい。殴られたから言うことを聞こう、ということにはならない。
- ・時々、大人から「あの子に近寄っちゃダメ」と言われることがある。周りからの情報に影響を受けてしまう。
- ・自分が通う学校では、不審者が出没したとの情報が入ると、学校から連絡が来たり、次の日に注意を呼びかけるお便りが配られたりする。このような対応が大事だと思う。
- ・いじめから守られるには、話のできる友だちが必要だと思う。相談にものってくれるし、先生のところへ相談に行くときも手伝ってくれるので。

2．自分らしく生きる権利

子どもは、ありのままに自分らしく生きることができます。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されます。

自分を大切にすること

人と比較されることなく、自分のペースで生きること

自分が思ったことや感じたことを自由に表現できること

個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること

プライバシーが守られること

【解説】

人は誰でも、世界中でたった一人しかいないかけがえのない存在です。子どもは、成長、発達過程にあり、毎日の生活の場面で、社会の一員として誰からも愛され、受け入れられることが大切です。このことを受けとめ、ありのままの自分を肯定的に捉えたうえで、自分の生き方を考えることが、自分らしく生きることの基本です。

はじめに、として、自分をかけがえのない存在として大切にすることを規定しています。

子どもは、性格、能力、外見、性別、年齢等に関わらず自分に自信を持ち、ありのままの自分の心と身体を大切に、休みたいときには安心して休んだり、思いを生かして活動したり、感性を豊かに育みながら生きていくことができます。

次に、では、他者との比較としてではなく、ありのままの自分として、生きる力となる夢や希望を持って自分のペースで生きていくことができることを規定しています。

次に、では、自分が思ったことや感じたことを、話すこと、文章を書くこと、絵を描くこと、歌うこと、踊ったり、演じたりすることなどを通して、自由に表現し、伝え合い、深め合っていくことができることを規定しています。

次に、では、個性や他人との違いがその人らしさとして尊重されることが、一人の人間として人格を尊重されることの基本であることを規定しています。個性や他人との違いは、互いに理解し、認め合い、支え合うことで尊重され、そこには人としての豊かな関わり合いが生まれます。子どもは、個性や障がいの有無、民族、国籍、性別など、他人との違いを否定されることなく認められ、温かな心の交流と必要に応じた支えの中で、成長・発達していくことができます。

次に、では、プライバシーが守られることを、自分らしく生きるための権利として規定しています。プライバシーの侵害は、侵害された子どもの名誉や自尊心を著しく傷つけ、自信をなくしたり、自分を否定的に捉えたり、他者や社会に対して心を閉ざしてしまう要因ともなります。

なお、「子どもの権利条約」では、これらのことに関わる規定として、第2条（差別の禁止）、第8条（国籍等身元関係事項を保持する権利）、第13条（表現の自由）、第14条（思想、良心及び宗教の自由）、第16条（私生活等に対する不法な干渉からの保護）、第30条（少数民族に属し又は先住民である児童の文化、宗教及び言語についての権利）などが設けられています。

【子ども委員の意見】

子ども委員からは、自分らしく生きるために必要なこととして、次のような意見が出されました。

自分を大切にすること

- ・一人の人間として大切にされることは、自分らしく生きるための基本になり、自分自身も大切に出来ると思う。

人と比較されることなく、自分のペースで生きること

- ・人についていくよりも自分のペースで進んでいくことが大切。

自分が思ったこと感じたことを自由に表現できること

- ・何かに参加するときも自分の意志が必要だから、自分の意志を表現できることが大切。

個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること

- ・子ども一人ひとりを大切に。みんなそれぞれ違うから。

プライバシーが守られること

- ・人に知られたくないことは、言わずに心の中にしまっても良いのでは。

これらに関連する議論の中では、次のような意見が出されました。

- ・自分の意見や個性を押し通すだけではなく、まわりの人の意見や個性について考えなければならぬ。

- ・比べて欲しくない、比べられたくない。

- ・自分のペースで生きることと、決まっていることをやることは別の問題。

- ・子どもが秘密にしていることでも、親がそのことについて知ってきちんと対処しなければ、かえって子どもにとって悪い結果をもたらす場合もある。

また、第5回子ども委員会では、全体会議の中で、「自分らしさ」と「わがまま」「甘え」の違いについて議論しています。

このなかでは、子ども委員それぞれの経験などを交えて議論し、まわりの人の立場や意見、考えを考慮することが大事だといった意見などが発表されていました。

3．豊かに育つ権利

子どもは、人や自然との関わりの中で、様々な経験をとおして豊かに育つことができます。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されます。

たくさんのことを学ぶこと

遊び、疲れたら休むこと

健康的な生活を送ること

自らに関係することを、年齢や成長に応じて自分で決めること

夢に向かってチャレンジし、失敗しても新たなチャレンジができること

色々な芸術、文化、スポーツに触れ親しむこと

札幌の文化や雪国の暮らしを学び、自然と触れ合うこと

地球環境の問題について学び、豊かな環境を保つために行動していけること

【解説】

豊かな自然環境や、いろいろな人との出会いを通じて、たくさん経験をすることは、子どもの豊かな成長・発達にとって不可欠です。

はじめに、では、学ぶ権利について規定しています。「学ぶこと」は、成長・発達していく過程にある子どもにとって保障されなければならない重要な権利の一つです。本委員会でも、「近年、家庭の経済的な事情などにより、高校進学だけでなく、小学校や中学校の修学旅行に参加することができない子どもも目立ちはじめた。子どもが文化的な活動の機会から遠のくことによって、子ども同士の人間関係をも疎遠にしてしまうのではないかと危惧される。」など、学ぶ権利の保障の重要性について話し合いを行いました。

次に、では、遊び、疲れたら休む権利を規定しています。子どもにとって「遊び」も広い意味で「学び」と言えるのではないのでしょうか。子どもは、友だちとの交流等から多くのことを学ぶことができます。精一杯学び、遊び、そして疲れたら十分な休養をとることが子どもの成長においては重要です。ストレスの多い現代社会において、子どもにとって遊びと休息もまた、豊かに育つために不可欠なものの一つといえます。

次に、では、札幌における虐待の中ではネグレクト（健全な発達を妨げるような減食、極端な不衛生、学校へ行かせない、家に閉じ込めるなどの養育・監護の怠慢、養育の拒否）が多いことや、親の都合で夜遅くまで子どもを連れ歩く場合があること等の実情を踏まえ、子どもの成長の基盤となる健康的な生活を保障する規定を設けています。

次に、では、子どもが自ら考え判断する力を身に付けていくために、子どもの時から自らに関することを、年齢や成長に応じて決める権利を規定しています。

次に、では、自分が決めた夢に向かってチャレンジし、たとえ失敗しても新たなチャレンジができる権利を規定しています。人は、成功だけではなく失敗も経験し、その中から多くのことを学びます。子どもが失敗を恐れずにチャレンジすることは、子どもの成長にとって大切なことです。

次に、では、子どもの感性を豊かにするために、いろいろな芸術・文化・スポーツに親しむ

権利を、また、では、札幌の子どもにとって貴重な財産である札幌独自の文化や雪国の暮らしを学ぶ権利、自然と触れ合う権利をそれぞれ規定しています。冬の楽しさや厳しさを十分に経験できること、通学路の確保など、多くの人に関わりから社会全体の仕組みを学ぶことができることなど、雪国の暮らしを学ぶことはとても大切です。本委員会では、子どもたちがこれらの権利を行使することで、伸び伸びと、おおらかに、たくましく育つことを願っています。

さらに、では、子どもが環境問題について地球規模の広い視野で考え、自ら環境保全のために行動することができるようになるための実践や知識を学ぶ権利について規定しています。

子どもたちは日々生活している環境から、心身の健康・発達において多大な影響を受け続けて暮らしており、これからもその影響を受けて生きていきます。ですから、子どもは自分の問題として、環境の問題を知る権利、そして、家庭や学び育つ施設において、より良い環境をつくり、その保全に向けての具体的な行動や方法を学び、伝えていく権利を持っています。

なお、「子どもの権利条約」では、これらのことに関わる規定として、第6条（生命に対する固有の権利）、第12条（意見を表明する権利）、第13条（表現の自由）、第14条（思想、良心及び宗教の自由）、第17条（多様な情報源からの情報及び資料の利用）、第24条（健康を享受すること等に関する定期的審査）、第27条（相当な生活水準についての権利）、第28条（教育についての権利）、第29条（教育の目的）、第31条（休息、余暇及び文化的生活に関する権利）などが設けられています。

【子ども委員の意見】

子ども委員からは、豊かに育つ権利として、次のような意見が出されました。

たくさんのごことを学ぶこと

- ・人間が成長していくためには経験と知識、行動が大切だと思う。知識と経験は教育により身につくのだと思うが、何よりも行動しなければならないと思う。

遊び、疲れたら休むこと

- ・自分が小さい時にあまり外で遊ばなかったことを悔やんでいる。
- ・疲れたときはゆっくり休み、明日に備えることが大切。

健康的な生活を送ること

- ・生きていくために最低限必要な『衣食住』を得る権利がある。

自らに関係することを、年齢や成長に応じて自分で決めること

- ・自分のことは、他の人に決められるのではなく、自分で決められることが大切。

夢に向かってチャレンジし、失敗しても新たなチャレンジができること

- ・今の子どもは表現が足りないと言われる。その理由の一つが、『失敗したらどうしよう』という恐れがあると思う。やり直すことを認めることにより、伸び伸びと自分の意志を発表し、伝えていくことができると思う。大人は、子どもが意見を発表しやすい環境を作ってほしい。

色々な芸術、文化、スポーツに触れ親しむこと

- ・絵が好きなので、絵を描くことが自分らしさだと思う。
- 札幌の文化や雪国の暮らしを学び、自然と触れ合うこと
- ・豊かな自然のあるまちで過ごせば、ストレスなどで病気になることもない。
- 地球環境の問題について学び、豊かな環境を保つために行動していけること
- ・排気ガスで空気が汚染されているような環境では、健康に生きていくこともできなくなってしまう。自然環境も大切だと思う。

これらに関連する議論の中では、次のような意見が出されました。

- ・自分らしく生きるためにも、自分が成長するためにも、自分以外の人との協力は必要だし、人との関わり合いは欠かせない。
- ・遊ぶことは大切だけど、深夜まで遊ぶようなことまでは権利とは言えない。このようなこともきちんと子どもに伝えることが大切。
- ・やるときはやる、というように、同じ休むのでもメリハリをつけるのが大事。
- ・成長していくためには、心や感情、体も複雑になる時期なので、栄養はとても大事。
- ・今の学校を選んでとても良かったと思う。自分で遊ぶ場所や勉強できる場所を選ぶことができるのは、とてもいいこと。
- ・子どもが夢を持つためには、大人が子どもの可能性を認めることが大切だと思う。
- ・身のまわりに自然や緑がいっぱいあることは、子どもの共通の願いだと思う。
- ・豊かな自然をつくるような、社会の仕組みが大事だと思う。

4．参加する権利

子どもは、自分に関わることについて参加することができます。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されます。

家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政等の場で、自分の思いや考えを表明できること
表明した自分の思いや考えは尊重され、大切にされること
参加に際し、適切な情報提供や支援を受けられること
仲間をつくり、集まること

【解説】

本項では、子どもの参加と意見表明について規定しています。子どもの権利条約では、子どもは単に保護の対象としてだけでなく権利の主体として捉えられており、意見表明・参加が重要な権利として位置づけられています。

はじめに、では、家庭、学校をはじめとする育ち学ぶ施設、地域、行政等、あらゆる生活の場面で、自分に関わりのあることについて思いや考えを表明できる権利を規定しています。このことは、子どもの成長・発達においては欠かせません。

次に、では、子どもが表明した思いや考えは尊重され、年齢や成長に応じて適切な配慮がなされるなど、大切にされることを規定しています。仮に、子どもにとって最善の利益とは何か判断した結果、子どもの意見を受け入れられない場合、大人はその理由を丁寧に子どもに説明することが求められます。

次に、では、子どもが自ら考えたり参加したりするための分かりやすい情報提供や支援を受ける権利を規定しています。特に、メディアの果たす重要な機能を認識し、子どもの健やかな心身の発達を促すことを目的とした多様な情報源からの情報を利用することができるよう配慮する必要があります。

次に、では、参加する権利として、既存のものに参加する受身のものだけでなく、子どもが自ら仲間をつくり、集まって、企画・実施することができることを規定しています。

なお、「子どもの権利条約」では、これらのことに関わる規定として、第12条（意見を表明する権利）、第13条（表現の自由）、第15条（結社及び集会の自由）、第29条（教育の目的）、などが設けられています。

【子ども委員の意見】

子ども委員からは、参加する権利として、次のような意見が出されました。

- 家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政等の場で、自分の思いや考えを表明できること
- ・学んで、考えて、伝える。未来をつくるためにも必要な「発言」を認める権利が大切。
- 表明した自分の思いや考えは尊重され、大切にされること
- ・発表するときに、自信が必要。尊重されなかったら、自信がなくなる。

参加に際し、適切な情報提供や支援を受けられること

- ・子どもに訳のわからない言葉を使ったりしながら、意見を言ってくれ、なんてとうてい無理。難しいことを簡単に言うのは難しい。でも、そういう事をできる人がいないと、子どもが、何か言えるはずがない。」

仲間をつくり、集まること

- ・同じ学校の人、他の学年の人、障がいがある人など、さまざまな子どもと自由に接することが大切。

これらに関連する議論の中では、次のような意見が出されました。

- ・自分の意見を持つだけでなく、発表できることがとても大事。
- ・子どもの意見が受け入れられないとき、子どもにとっては、なぜ自分の言っていることがダメなのかを理解することが大事。
- ・子どもがメディア等から情報を好きなように取り入れることができることが大切。
- ・子どもが成長していくうえで、一緒に遊んだり泣いたり笑ったりできる友達はかせない。自分の考えで友達を作ることも成長していくために必要なことだと思う。

第4章 生活の場における権利保障

第1節 家庭における権利保障

1. 保護者の役割

保護者は、子どもの養育及び発達に対する第一義的な責任者であることを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

保護者は、子どもの思いを汲み取り、声に耳を傾け、応えていくよう努めなければなりません。

【解説】

本委員会では、「保護者の第一義的な責任」は当然の前提であるとの共通認識に立った上で、中間答申書の課題の1つに挙げている「大人への支援」の観点から、本条例に「保護者の第一義的な責任」を明記すべきか否かについて、意見が2つに分かれました。

1つめが、家庭の役割や保護者の責任をはっきりと明記することを前提として、その責務を履行できない保護者に対して、市が支援をする、あるいは周りの人が支える、という意見です。

一方、自己責任が強調される風潮の中で、「保護者の責務」を書くことは、責任を果たしたくても果たせない保護者を追い詰めることになり、保護者に対する励ましにならないのではないか、という意見もありました。

本委員会では、この問題について時間をかけて議論をした結果、「子どもの権利条例」は、大人の義務を示す条例でもあるとの考え方に基づいて、「子どもの権利」を保障するにあたっての保護者をはじめとする大人の責務についても明記することとし、総則において、「市、保護者等、育ち学ぶ施設関係者、市民は、お互いに連携して子どもの権利の保障に努めます。」という条文を設けるとともに、本節においても、保護者を「子どもの養育及び発達に対する第一義的な責任者」と表現し、その役割について規定しました。なお保護者は、子どもに対する養育責任を果たすために、第三者との関係においては、子どもを養育する権利も併せ持ちます。

では、家庭での子どもの意見表明に対しての考え方を示しています。そのなかでも、乳幼児等、言葉で意見を表明することができない子どもの場合は、保護者が、見え方や感じ方を汲み取り、それを受け止め尊重していくことが求められます。このことから本項では、十分に子どもの思いを汲み取り、声に耳を傾け、そして応えていく努めを規定しています。

なお、保護者とは、親のほか、児童福祉法に定める里親、その他親に代わり子どもを養育する者を指します。

2．保護者への支援

市は、保護者が安心して子育てができ、子どもとともに保護者も育つような支援に努めなければなりません。

【解説】

子どもの養育に関しては、保護者に第一義的な責任があることを踏まえ、本項では、社会全体がそれを支えていくために、市が、保護者が養育責任を果たせるよう支援していくことを明記しています。具体的には、子育て支援策や保育サービスの充実などが対象となります。現在、札幌市では子育てサロン等の充実に努めていますが、今後より一層、子どもを支える保護者を支援する施策を進めていくことを明確にするために規定するものです。

また、「保護者も育つよう」という表現は、子どもの権利条約の趣旨に基づき、保護者や、近く保護者となる妊婦等が、子どもを権利行使の主体として捉える「子どもの権利条約」の趣旨に基づいた「子ども観」を共有することができるような支援を市に求めるものです。

3．虐待・体罰の禁止等

保護者は、その養育する子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはなりません。

市は、虐待、体罰を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済及び心身の回復に努めなければなりません。

【解説】

子どもへの虐待は、子どもの人権に対する重大な侵害であることが、社会的にも認識され、平成12年(2000年)11月には「児童虐待防止法」が施行され、同法では、虐待の禁止が明記されています。しかし、現状でもなお、「しつけ」や「愛情」の名のもとでの虐待がなくなることから、本条例においても、あらためて虐待の禁止を明記しています。

また、虐待だけではなく体罰も、もっとも身近な人から受ける人権侵害であるため、いやしがたい傷を子どもに与えます。

したがって、では虐待の禁止に加え、体罰の禁止を併せて明記しています。

また、子どもへの虐待については、迅速かつ適切な対応が不可欠です。札幌市では、児童相談所を中心に、関係機関などと連携しながら、虐待を受けた子どもの保護や自立支援、心身のケアなどについて、積極的に取り組んでいます。においては、児童相談所など市の各種機関において、子どもの真の救済、回復のために親子関係の調整を行うなど、子どもの気持ちに配慮した対応を図ることで、虐待及び体罰時の個々のケースに応じた支援の充実を求めています。

第2節 育ち学ぶ施設における権利保障

1. 育ち学ぶ施設の役割

育ち学ぶ施設の設置者、管理者及び職員（以下、「施設関係者」といいます。）は、子どもが豊かな人間性と多様な能力を育むための大切な場であることを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

施設関係者は、子どもの思いを汲み取り、声に耳を傾け、相談できる時間と機会の保障に努めなければなりません。

【解説】

育ち学ぶ施設は、子どもにとって、子ども同士の関係や、施設の職員との関わりを通じて成長していく場であると同時に、多くの時間を過ごす生活の場となっており、子どもの生活全般におよぼす影響はきわめて大きいものがあります。

はじめに、では、育ち学ぶ施設関係者の役割について、豊かな人間性と多様な能力を育むもっとも身近な場であることを考慮し、子どもの権利の保障に努めることと明記しています。

また、育ち学ぶ施設では、子どもと教職員との信頼関係がとても重要です。しかし、小学生を対象とした懇談会では、「先生が忙しく話をする時間がなく、なかなか相談できない。」という声がありました。育ち学ぶ施設での生活の中で、どんな些細なことであっても、子どもが悩んでいるときに相談にのることが、権利侵害の発生を未然に防ぐことにつながると考えます。

そこで、では、育ち学ぶ施設において、子どもたちが安心して相談できるように努めることを、施設関係者の役割として明記しています。

2．開かれた施設づくり

育ち学ぶ施設の設置者及び管理者（以下、「施設設置・管理者」といいます。）は、子どもや保護者、地域の人たちに積極的に情報を提供し、意見を聴き、協力を受けるなど、開かれた施設づくりに努めなければなりません。

【解説】

育ち学ぶ施設においては、地域社会全体で子どもを育てることがとても大切であり、当該施設を利用する子どもや保護者、地域の住民が、施設関係者とともに考え、話し合うことが求められます。

このことから、本項では、育ち学ぶ施設の設置・管理者は、開かれた施設づくりを推進することとし、そのために、施設に関する情報を積極的に提供し、子どもや保護者、地域住民などとともに施設運営に関わっていくことを規定しています。

なお、この場合の「地域」とは、養護学校など、市内全域から入所する施設も考えられることから、施設によっては対象となる範囲が異なり、全市を対象とする場合もあります。

3．いじめの防止

施設関係者は、いじめの防止に努めなければなりません。

施設関係者は、子どもがいじめについて相談しやすいように工夫し、いじめが起きたときは、関係する子どもの最善の利益を考慮し、対応するよう努めなければなりません。

【解説】

本委員会が行った子どもたちへの懇談会、出向き調査の中で、「いじめ」は非常に大きな問題として取り上げられました。また、中間答申書に対しても子どもたちから、「いじめ」について大変多くの意見をいただきました。

本項では、「いじめ」が育ち学ぶ施設における重大な権利侵害の一つであるとの認識に立ち、では、いじめの防止についての規定を、また、では、施設関係者に対し、相談体制の整備についての規定を設けています。

また、では、いじめは子ども同士の問題であるため、加害者と被害者双方にとって最善の利益を考慮して問題の解決にあたる必要があることを明記しています。

なお、「相談しやすいような工夫」としては、相談を受ける際の時間帯の工夫などのほか、「札幌市いじめ防止連絡協議会」における発表事例の活用など、関係機関における情報交換の機会を増やし、ノウハウを蓄積することなども考えられます。

4．虐待・体罰の禁止等

施設関係者は、子どもに対して虐待、体罰を行ってはなりません。

施設設置・管理者は、職員とともに、虐待、体罰を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済及び回復に努めなければなりません。

【解説】

虐待や体罰は、子どもの自尊感情を傷つけ、成長・発達に深刻な影響を与えます。育ち学ぶ施設の職員らは、日常、子どもに関わり、子どもの人権を保障していく立場にあるだけに、虐待・体罰が子どもに与えるダメージや影響は計りしれません。

そこで、[第4条](#)では、施設関係者に対し、虐待及び体罰の禁止を、また、[第5条](#)では、虐待、体罰を受けた子どもに対する迅速かつ適切な対応についての規定を明記しています。

5．関係機関等との連携と研修

施設設置・管理者は、虐待、体罰、いじめについての相談、救済、防止などのために関係機関等と連携に努めなければなりません。

施設設置・管理者は、職員とともに、虐待、体罰、いじめについての相談、救済、防止などに関する研修に努めなければなりません。

【解説】

子どもの権利侵害を防止し救済するためには、育ち学ぶ施設が解決の努力をするだけでなく、問題の内容に応じて、児童相談所や各種相談機関、第5章で明記している今後検討される救済機関のほか、民生委員・児童委員、人権擁護委員、弁護士、医師など、関係者との連携は不可欠となります。

そこで [第4条](#)では、子どもが権利侵害を受けた場合の適切な救済、回復に向けた対応のため必要とされる、関係機関や関係者との連携についての規定を明記しています。

また、[第5条](#)では、これらの問題に対して施設関係者が適切な対応を図るため、職員の研修実施についての規定を併せて明記しています。

6．子どもに対する処分等の手続き

施設設置・管理者は、子どもに対する処分や不利益な扱いをしようとする時は、その子どもから事情や意見を聴くように努め、子どもの権利が害されないようにしなければなりません。

【解説】

本項では、学校や施設において、停学、退学、退所、義務教育における出席停止などの処分を行う場合には、子ども本人から事情を聴き、意見を述べるなどの弁明の機会を設け、子どもが不利益な扱いを受けないように配慮すべきことを明記しています。

なお、不利益な扱いについて、停学や退学などの不利益処分のほかに、どのようなことが含まれるのか、議論がありました。本委員会では、「不利益な扱い」の範囲を限定的に捉えるのではなく、一定の幅を持って捉えるべきではないか、と考えます。

第3節 地域における権利保障

1. 地域の役割

市民は、地域が子どもにとって多様な人間関係の中で豊かに育つことのできる場であることを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

市は、子育て・子育て環境の向上を目指し、子どもにやさしいまちづくりの推進に努めなければなりません。

【解説】

この節でいう「地域」とは、例えば、連合町内会のエリアなど、市域全体ではなく、身近な生活圏の範囲を想定しています。

地域は、多様な体験機会を生み出す子どもの育ちの場です。子ども同士の交流や、地域の大人との多様な関わりを通して、子どもは成長・発達していきます。一方、近年、都市化や核家族化の進行により、地域の間関係が希薄化しており、地域の子育て力の復活が求められています。

そこで、民生委員・児童委員、青少年育成委員、町内会やPTA活動者など、地域で活動する市民が、子どもたちと積極的に関わり、子どもの権利保障を推進する務めがあることを明記しています。

また、では、市の責務として、本条例を制定する意義の一つでもある、子どもにやさしいまちづくりの推進に努めることを明記しています。

なお、において、「子育て・子育て環境」という表現を使いました。「子育て環境」とは、大人が子どもを助けてあげよう、教えてあげよう、守ってあげようという発想だけでなく、子どもが潜在的に持っている自分の力に気付き、それを引き出して成長につなげていけるような環境という意味で用いています。

2．地域における子どもの居場所

市は、市民とともに、地域において、子どもが安心して休み、遊び、学び、人間関係を作り合うことができるような居場所を確保・充実するよう努めなければなりません。

【解説】

子どもの居場所は、地域の中で子どもたちが安心して休み、自由に遊び、活動でき、友だちをみつけ、人間関係を作り合うことができる場所として、とても重要です。

しかし、近年、都市化とともに、子どもの居場所が不足していると言われており、また、中間答申書に対する子どもからの意見でも、公園をはじめとした放課後の居場所を求める声が多く上がっています。とりわけ、乳幼児や障がいのある子どもが、保護者や兄弟と一緒に過ごす場や子ども同士で交流する場は重要です。

このことから、本項では、市及び市民は、ハード面でも、ソフト面でも、子どもたちが安心して過ごせる居場所の確保に努める必要があることを明記しています。

3．自然環境の保全

市は、市民とともに、子どもが育つ環境として、豊かな自然が必要不可欠であることを認識し、自然環境の保全に努めなければなりません。

【解説】

札幌の豊かな自然環境を大切にし、その保全に努めることはとても重要です。中間答申書に対する子どもからの意見でも、自然と触れ合いたいという意見が挙げられています。

札幌のみどりや水辺、雪など変化に富んだ自然環境に、子どもが身近なところで触れあうことは、生きいきとした育ちに欠かせないものであり、次の世代へと引き継いでいくことが大切です。

そこで本項では、市及び市民が、豊かな草木、水、空気・日光などを大切にする意識を持ち、良好な自然環境の保全に努める必要があることを明記しています。

4．安全・安心な地域づくり

市は、市民とともに、地域において、子どもを見守り、子どもが安全・安心に健やかに育つよう、努めなければなりません。

市は、市民とともに、地域において、子どもが自分自身を守る力を十分発揮できるよう、支援に努めなければなりません。

【解説】

今日、地域における安全・安心を子どもに保障することは、市と市民のとても大切な役割であると言えます。中間答申書に対する子どもからの意見のなかでも、いわゆる「不審者」の出没に対する不安を訴える声が数多く上がりました。

札幌市では、各区、地域単位で子どもを見守るネットワークづくりが盛んになっていますが、本条例を契機により一層その取組みが活発になることを願い、として、市と市民が地域社会において子どもの安全をしっかりと守る責務を明記しています。

また、では、子どもが自分自身を守るための知識や情報、技能を身につけられるように支援するなど、子ども自身が本来持っている力を信じ、その力を引き出すように支援を行う責務が市・市民にあることを併せて明記しています。

第4節 参加・意見表明の機会の保障

1. 子どもの参加の促進

市は、子どもにやさしいまちづくりを目指し、子どもが市政等について、市民として意見を表明し、参加する機会を保障するよう、努めなければなりません。

施設設置・管理者は、子どもが施設の活動・行事・運営等について、意見を表明し、参加する機会を保障するよう、努めなければなりません。

市民は、子どもが地域における文化・スポーツ活動等について、地域の構成員として意見を表明し、参加する機会を保障するよう、努めなければなりません。

【解説】

本委員会では、子どもの主体的な参加、意見表明について議論を重ねてきました。懇談会の場合や中間答申書に対する子どもからの意見でも、「市や学校の行事に参加したい。」「子どもの意見をもっと聴いて欲しい。」という意見が数多く寄せられました。そこで、様々な場面で、子どもが主体的に参加し、意見を表明する機会を保障するため、子どもの参加、意見表明について独立した節を設けました。

はじめに、では、市政における子どもの参加、意見表明の機会の保障を明記しています。例えば札幌市では、未来を担う子どもがまちづくりについて考え、意見を提案する場として「子ども議会」を開催しており、今後もこうした活動等を通じて、市の施策に具体的に子どもの意見が反映されることを期待します。

次に、として、育ち学ぶ施設における参加、意見表明の機会の保障を明記しています。ここでいう育ち学ぶ施設での機会とは、児童養護施設などにおける各種行事等への参加、学校などにおける児童会、生徒会活動やクラブ活動等への参加や意見表明のほか、授業に対する感想、総合学習で採り上げる内容に関する希望について意見を聴くことを想定しています。

さらに、として、地域における参加、意見表明の機会の保障を明記しています。ここでは、地域での芸術文化・スポーツ活動やお祭りなど、様々な場面で、直接子どもが地域のまちづくりに参加、意見表明する機会を保障することにより、多様な人間関係の中で、健やかに子どもが育つことを目指しています。

2．市の施設の設置及び運営に関する子どもの意見

市は、子どもが利用する市の施設の設置及び運営に関して、子どもの参加を促進し、適切な方法で、子どもの意見を聴くよう努めなければなりません。

【解説】

札幌市では、子どもの利用する市の施設について、子ども自身の積極的な参加を進めており、平成 18 年 3 月に開設した屯田北児童会館は、設計段階から建物の内装、さらには「屯珍館（とんちんかん）」という愛称の決定に至るまで子どもたちが主体的に参加し、建設されました。今後は、建物の運営についても、子どもたちが積極的に関わる環境づくりを進めていく予定となっています。

本項では、このような取組みが、市の子どもに関わる様々な施設においても同様に広がることを目的に明記しています。

なお、育ち学ぶ施設に関する運営等への子どもの参加については、前項で規定しています。

3．市が開催する審議会等への子どもの参加

市は、子どもに関わる事項を検討する審議会等に関して、子どもの参加について配慮し、適切な方法で、子どもの意見を聴くよう努めなければなりません。

【解説】

現在札幌市では、「(仮称)札幌市自治基本条例」の制定に向けての検討を進めていますが、その条例素案のなかでは、市政への市民参加の推進が盛り込まれ、市が設ける審議会などの委員に、幅広い市民が参加できるよう努めることとされています。

本項では、子どもに関わる事項についての審議会等を開催する場合は、可能な限り子どもの参加について配慮することを明記しています。

本委員会もそうですが、子どもに関する事項を検討する際は、大人からの意見だけではなく、実際に、自分自身のことに関わる子どもの参加が不可欠です。その方法は、直接、審議会等に参加する方法もあれば、アンケート調査などで様々な子どもの意見を聴くことも考えられます。

なお、「審議会等」とは、地方自治法の規定により法律又は条例に基づいて設置される附属機関及び附属機関に類して要綱等に基づき合議体として設置される類似機関を言います。

4．子どもの視点に立った情報発信

市は、子どもに関わる施策等について、子どもが関心を持つことができるよう、子どもの視点に立った情報発信を行うよう努めなければなりません。

【解説】

子どもが市政に参加し、意見を表明することはとても大切です。そのためには、十分な情報に基づき、子どもは自分の意見を整理し、伝えることが必要です。

そこで本項では、市が、子どもに関する施策等について必要となる情報を、分かりやすく、適切に、子どもの視点に立って情報発信することを求めています。

現在、札幌市では、子どもの権利条例制定に向けた取組みについて、「子どもの権利ニュース」を作成し、子どもを含めた市民に広く情報を発信しているほか、「広報さっぽろ」においても、特集記事等で子ども向けの記事を記載するなど、子どもの視点に立った情報発信が展開されてきています。

また、子どもが参加し、意見を表明しやすい環境をつくるために、子ども向けホームページの作成を進めることや、情報発信の方法について子どもから意見を聴くなどの取組みを広げていくことも求められます。

今後、これらのことにより、子どもが市政に関心を持ち、積極的に参加し、意見を言う機会が多くなることを期待しています。

第5節 子どものそれぞれの状況に応じた権利保障

1. お互いの違いを認め尊重する社会の形成

市民は、子どもが、障がい、民族、国籍、性別その他子どもまたはその家族が置かれている状況を理由としたあらゆる差別及び不利益を受けないように、お互いの違いを認め尊重し合う社会の形成に努めなければなりません。

【解説】

差別に関わる権利侵害の実態は多様かつ深刻な場合が少なくありませんし、当事者の立場も様々です。また、中間答申書に対する意見では、多くの子どもたちから、「障がいのある子どもたちが差別を受けることがない街にしたい。」などの意見が上がっています。

そこで、本節では、第3章第1項において規定している「安心して生きる権利」として、必要不可欠である、「差別及び不利益を受けない権利」を受け、さらに具体的に、市民と市が担う役割を明記しました。

本項では、市民がお互いの違いを認め、尊重し合う社会の形成に努める責務を求めています。子どものそれぞれの違いを踏まえ、相互に尊重し合い、平等を確保していく努力を続けることにより、子どもの権利保障を図るとともに、多様性を大切にす豊かな社会を目指していく方向性も示しています。

なお、差別や不利益の原因としては、子どもだけではなく、その子どもの家族が要因となる場合もあり得ることから、「子ども及びその家族」という表現にしています。

また、例示として障がい、民族、国籍、性別を挙げていますが、そのほか、宗教、言語、財産など様々な要因での差別や不利益が考えられることから、標題としては、「子どものそれぞれの状況に応じた権利保障」と記載することとしました。

2. 子どものそれぞれの状況に応じた市の役割

市は、前項に挙げた差別や不利益をなくし、解消するため、次のような点に配慮した取組みを行うよう努めます。

障がいのある子どもが、尊厳を持って生活し、社会に参加すること

子どもがアイヌ民族の生活、歴史、文化などを学ぶこと

外国籍等の子どもが必要に応じて日本語を学ぶとともに、自分の国、言語、文化などを学び、表現すること

子どもが性別による固定的な役割分担に捉われないこと及び性的少数者について理解すること

【解説】

本項では、前項に明記したそれぞれの状況に応じた差別や不利益をなくし、解消するために次のような4つの配慮を市に求めています。

はじめに、では、障がいのある子どもについて、個人の尊厳が保障された生活を送り、社会に参加するための機会の保障を明記しています。障がいがあることによる差別や不利益をなくしていくため、外出する際の公共施設、交通機関の利用、冬の生活などに対する配慮とともに、社会参加という面からは、差別や不利益を解消することを含めた権利保障、情報提供のあり方の工夫など、様々なソフト面における障壁の解消も図っていく方向性を明記しています。

次に、ですが、札幌市にもアイヌ民族の子どもたちが生活しています。すべての札幌の子どもたちが、先住民族であるアイヌ民族の生活、歴史、文化などを学ぶ機会を保障することによって、アイヌ民族について理解し、社会全体での差別の解消を図っていくことを明記しています。

次に、ですが、札幌市内には、50カ国以上の多様な国籍の子どもたち、また、国籍は日本でも、生まれや育ちが外国であるため、十分に日本語を話せない子どもたちが、言語、宗教、食生活、医療、地域社会、通学などについて様々な困難を抱えながら生活しています。特に日本語の学びに関する保障と、自分の国や文化、言葉を学んだり、表現することが、多文化共生社会の実現にとって不可欠であるため、国際都市としての札幌市の取組みの中で配慮されるよう明記しています。

次に、では、子どもが「男の子だから、女の子だからこうしなければならない」といった性別による固定的な役割分担に捉われない考えを持ち行動できること、さらには、性的少数者（性同一性障害者、同性愛者など）に対する理解を深めることなど、子どもたちが多様な生き方を認め合うことに配慮した取組みを進める規定を明記しています。

なお、これら4つの項目を具体的に示すことについては、市の取組みが、上記各項目に限定されるような印象を与えるのではないかという懸念から、個別の項目を示さず、包括的な表現とすべきであるとの議論もありましたが、本委員会としては、前項、本項を総合的に見れば、個別に掲載していない事柄についても、さまざまな形で違いを認め合う社会の実現に向けて取り組む姿勢が伝わるのではとの考えから、これら4項目を掲載することとしました。

第6節 子どもの育ちや成長に関わる大人への支援

1. 育ち学ぶ施設職員への支援

施設設置・管理者は、子どもの育ちや成長に関わる職員が心に余裕を持って十分子どもたちと関われるよう、必要な職場環境の整備に努めなければなりません。

施設設置・管理者は、職員が子どもの権利について正しく学び、子どもの権利の理念を実践することができるよう、必要な支援に努めなければなりません。

【解説】

子育て・教育は人間同士の関係を結ぶことを基本にした行為です。子どもは大勢の中の一人としてではなく、自分をもっと見てほしいと求めています。子どもの心の思いを汲み取り、子どもの声を聴き取る大人の努力が何よりも大切です。前節まで、大人が子どものことを決めるときには、子どもの意見を聴くこと、子ども自身が自分の意志を持ってそれを表現することの大切さを確認してきましたが、そうしたことを実現するためには、子どもの育ちや成長に関わる大人が、子どもとゆったり関われる時間と心のゆとりを持つことが必要です。

毎日の生活を子どもとともにする保護者や育ち学ぶ施設の職員などがストレスにさいなまれていては、子どもは健やかに育つことはできません。子どもとの関わりを楽しく、夢のあるものにするための取組みが求められています。

そこで、本委員会では、子どものためには、子どもに関わる大人を重層的に支援することがとても大切であると考え、子どもの育ちや成長に関わる大人への支援を独立した節として設け、大人が心に余裕を持って子どもと接することができるように、育ち学ぶ施設において設置・管理者の果たすべき責務と、地域における市民の活動について市の果たすべき責務を規定しています。

はじめに、「育ち学ぶ施設職員への支援」として、では、職員が身体的にも、精神的にもゆとりを持って十分子どもたちと関わるができるよう、施設設置・管理者に必要な職場環境整備を求めています。

また、では、職員が子どもの権利について学び、そしてその理念を実践するための必要な支援を施設設置・管理者の責務として明記しています。ここでは、職員に対して、子どもの権利の理念を正しく伝えるための研修などを想定しています。

なお、保護者の支援については、第1節「家庭での権利保障」において触れています。

2．地域での市民の活動の支援

市は、子どもの権利の保障に関わる市民の活動を支援するよう努めなければなりません。

【解説】

子どもの権利を、正しく子どもを含めた市民が理解するためには、地域で、子どもの権利の理念にしたがい活動する市民がとても大きな役割を担います。

本項では、子どもの権利保障のための活動を進める市民に対し、連携・協力事業の開催や情報提供など、必要な支援を市が行う責務を明記しています。

第5章 子どもの権利侵害からの救済

1. 救済制度の創設

市は、子どもが権利侵害その他の不利益を被った場合に、その子どもの速やかで適切な救済を図り、回復を支援するための、いわゆる「子どもの権利オンブズパーソン制度」を設けます。

【解説】

本章では、いじめや体罰、虐待などの権利侵害に関する救済と回復を図るための特別の制度、いわゆる「子どもの権利オンブズパーソン制度」の設置を規定しています。

札幌市でも、いじめや虐待、体罰などの権利侵害の実態があります。中間答申書に対する子どもからの意見でも、いじめや差別の問題に対して、大変多くの声が寄せられました。

子どもに対する権利侵害は、子ども同士や保護者、教職員との関係など子どもの成長に欠かさない基本的な人間関係の中で生じ、子どもの心身の将来にわたって深刻な影響を残すおそれがあります。また、実態が顕在化しにくく、救済や回復には子ども固有の手法が必要であり、単に、権利侵害の状況から保護すればよいだけではなく、子ども自身が主体となって成長していくための新たな関係づくりが重要です。日々成長していく子どもにとって、「今」はとても大切です。ですから、権利侵害からの救済・回復は、特に迅速なものでなければなりません。そして、子どもが置かれている具体的な問題状況を改善し、そのプロセスを通じて、子どもが生きる自信を取り戻し成長していけるような関係を調整する、「未来」を指向したものである必要があります。

札幌市にも多くの教育相談窓口やカウンセリングを専門とする機関、子どものための電話相談の制度があり、それぞれ大切な役割を担っていますが、深刻な権利侵害に苦しむ子どもたちを救済するためには、「子どもの代弁者」として周囲の人々に積極的に働きかけて関係を調整しながら具体的な問題を改善していく仕組みが必要です。そこで本委員会では、札幌においても、子どもの権利に特化した「特別な権利救済制度」として、「子どもの権利オンブズパーソン制度」を導入すべきと考えました。

なお、この制度は、市民はもちろん、学校や保育所など育ち学ぶ施設の現場や民間事業者等の理解、協力が不可欠となります。さらに、札幌市の実情に合った効果的な制度にするためには、現在の札幌の子どもたちの権利侵害の実態や相談状況などをさらに分析することが重要です。また、市役所内における、予算や組織体制、人員配置等の調整や検討も必要です。

このことから、本答申書においては、当該制度についての必要最小限の事項を盛り込むことにし、具体的な制度設計については、本条例制定後、子どもの問題について見識と実践を兼ね備えた委員で構成される審議会等を設け、別条例において定めるべきであると考えます。

その際には、市民的な議論を踏まえて札幌らしい「子ども権利オンブズパーソン制度」を1年をめどにつくるべきと考えます。

2. 救済の制度設計

制度の詳細は、別の条例で定めますが、制度設計にあたっては、次の2点が指針となります。

行政から独立した立場を尊重された、公的な第三者機関として、子どもの代弁者として活動すること。

子どもが利用しやすいものとし、救済や回復に向けて、相談・調査・調整・勧告・意見表明などを行う権限を持つこと。

【解説】

オンブズパーソン制度の詳細な制度設計については、別条例で定めることとしていますが、本項では、本格的な検討に際し、必要最低限念頭に置かなければならないことを規定しています。

では、オンブズパーソンの活動をより効果的なものとするために、行政からの独立性を有した立場で「子どもの代弁者」として活動することを規定しています。

国連が日本に対して行った2度にわたる勧告においても、「独立した監視機関を設置するために必要な措置をとる」ことや「自治体における地方オンブズマンの設置を推進する」など、独立した立場の機関の設置を指摘しており、子どものためのオンブズ制度を導入することは、今や「グローバルスタンダード」となっています。また、わが国においても、兵庫県川西市や神奈川県川崎市などで子どもに関するオンブズ制度を設置し、実績を上げています。

では、オンブズパーソンの職務が、相談、調査、調整、勧告、意見表明などを核としていることを規定しています。

子どもの権利オンブズパーソン制度の特徴は、行政から独立性のある公的機関として、「調査」「調整」のほか、関係機関等に対して個別救済などを要請する「勧告」、制度改善などを要請する「意見表明」など、一連の権限を持って子どもの権利侵害に対応できることにあります。

その特質は、「対決型」や「告発型」の制度ではなく、前述したように、子どもの権利侵害の特質に鑑みて、子どもの立場から、寄り添いながら子どもの気持ちを代弁し、子ども自身が自己肯定感を回復し、成長していくような関係をつくる、一連の権限を背景にした「調整機能」がもっとも重要な機能になります。

なお、 において具体的な権限を記述するにあたっては、制度設計を別の審議会等に委ねる意味からも、具体的な権限を明記すべきではないとの意見が出され議論しましたが、本委員会では委員会の意思を明確にするためにも、答申書においては権限を明記することとしました。

具体的な制度設計を行う際には、この 及び の条件が欠かせないものと考えます。

3. 各相談・救済機関等との連携対応

市は、「子どもの権利オンブズパーソン」によるもののほか、子どもの権利の侵害に関する相談または救済については、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに、子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めます。

【解説】

前項及び前々項では、子どもの権利侵害からの救済のために、「子どもの権利オンブズパーソン制度」を導入すべきこと、そしてその制度設計について述べました。

本項では、子どもの権利オンブズパーソン制度以外の既存の相談や救済機関等においても、これまで以上に連携を図ること、及び、対応にあたっては子ども及びその権利の侵害の特性に配慮するよう規定しています。

子どもの権利侵害の特性は、子どもが権利侵害を受けたことを十分理解できないまま、あるいは、助けを求めることができないまま日常化し、心に深い傷を残したまま、その後の成長に大きく影響するおそれがあることです。子どものオンブズパーソン制度は、そうした子ども期の特徴と子どもの権利侵害の固有性の両面を備えた救済制度です。

札幌市においては、教育相談窓口やカウンセリング窓口など多くの相談窓口があり、こうしたところでの相談により解決される場合も少なくありませんが、すべてが解決されている訳ではなく、既存の相談窓口においても、より一層の連携強化や子どもの権利侵害の特性に一層配慮するなどの充実を図り、子どもの権利オンブズパーソン制度と合わせて札幌市全体の相談救済体制の一層の充実を図ることが子どもにとって必要です。

なお、本項の検討にあたっては、第5章では子どものオンブズパーソン制度のみを記述すべきとの意見もありましたが、本委員会では、現行の相談窓口等の体制を含めた全体の体制強化とレベルアップが必要との考えから、本章にこの規定を設けることとしました。

第6章 施策の推進

1. 施策の推進

市は、子どもの権利を尊重した子どもに関する施策を推進しなければなりません。

【解説】

本章では、子どもの権利保障を推進するための基本理念や、市の施策を具現化するための推進計画の策定などについて規定しています。

子どもに関する施策は、子どもにやさしいまちづくりを進める観点からも、子ども未来局、教育委員会をはじめ、市役所内の全部局が関係すると言っても良いと考えます。このことから、市役所内各部署が連携して、子どもの権利保障の観点を踏まえた子どもに関する施策を推進することを、明記しています。

2. 推進計画

市は、子どもの権利を保障するための総合的な子どもの権利推進計画を策定しなければなりません。

市は、前項の推進計画の策定にあたっては、市民や次項に定める札幌市子どもの権利専門委員会の意見を聴かなければなりません。

【解説】

本項では、市役所内の各部署と連携を図りながら、条例の趣旨を活かせるような、子どもの権利を主眼とする推進計画の策定を規定しています。

推進計画は、子どもの権利の保障に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものであり、例えば、以下の項目を基本施策として盛り込むことを想定しています。

- ・市、家庭、育ち学ぶ施設、地域が連携した、子どもに関する施策の推進
- ・子どもの参加、意見表明を推進する施策の推進
- ・「(仮称)札幌市子ども白書」の発行

また、本委員会では、この推進計画が、札幌市の既存の計画に対して、どのような位置付けになるかの検討を行いました。

現在、札幌市では、子どもに関する総合計画として、「さっぽろ子ども未来プラン(札幌市次世代育成支援対策推進行動計画)」があり、そのなかの「基本目標3：豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり」において、基本施策として「子どもの権利を尊重する社会風土の醸成」を掲げており、本条例の制定、「子どもの権利条約」の啓発などを個別事業として掲載しています。

子どもの権利に関する推進計画については、この「さっぽろ子ども未来プラン」のなかに位置付け、本条例の制定後は、当プランの改定時に、より一層子どもの権利の理念を色濃くした計画を策定するべきではないか、と考えます。

第7章 子どもの権利保障の検証

1. 専門委員会の設置等

市は、この条例に基づく施策の実施の状況を検証し、子どもの権利を保障するために、札幌市子どもの権利専門委員会（以下「専門委員会」といいます。）を設けます。

専門委員会は、15人以内の委員で組織します。委員は、人権、福祉、教育などの子どもに関わる分野において学識経験のある人や15歳以上の子どもを含む市民のうちから市長が委嘱します。

委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とします。ただし再任は妨げません。

上記～に定めるもののほか、専門委員会の組織及び運営に関する必要な事項は、市長が定めます。

【解説】

本章では、札幌市における子どもの状況や子どもに関わる施策を、子どもの権利保障の観点から調査・審議し、その内容を市長に提言する機関として、「子どもの権利専門委員会」を設置することを明記しています。

本委員会では、この専門委員会に子どもの意見を反映させるため、子どもを委員に含めることを提案しています。委員に子どもを含めるか否かについては本委員会でも議論となり、専門委員会として施策の検証機能を確実に果たすという観点から考えると、一般市民と専門家や有識者で構成する大人のみの方の委員会の方が良いという意見、また、子どもの意見反映の場としては、別に子どもだけで構成する委員会を設置してはどうか、という意見もありました。しかし、そうした子どもの組織を常設型の委員会として設置するよりも、子どもに関わる施策の検証の場である専門委員会に子どもが直接参加して意見を述べる、ということに大きな意義があるとの結論に達し、本委員会に子どもを含むこととしています。

また、専門委員会に子どもを含める場合、委員会に求められる「施策の検証機能」と「子ども意見の反映」のバランスの検討を行いました。

大人だけの専門委員会であれば、10人以下で構成することも可能だと考えられますが、委員会に子どもを入れて、子どもがそこで意見を言える環境を整えるという意味で、子ども委員はある程度の人数が必要です。本委員会においても、高校生委員から、「25名中子ども委員3名という構成では、多数の大人の中で子どもが十分に意見を言える環境にはなっていない。」との指摘も受けました。こうした本委員会の経験、反省を踏まえて、専門委員会は、例えば、全体で15人程度とし、そのうち子ども委員を7人程度、構成比でいうと子ども委員を4割程度とすることが望ましいと考えました。

委員の任期については、委員が経験を積み検証能力を高めるためには3年が適当という案もありましたが、子ども委員にとって、任期3年では実際に参加が難しいのではないかと、また、家族の理解と協力を得にくいのではないかと意見がありました。こうした意見を踏まえ、本検討委

員会では、委員の再任を禁じていないので、2年であっても特に支障はないと考え、委員の任期を2年とすることを提案しています。

2. 提言及び市の措置

専門委員会は、市長の諮問を受けて、また、必要があるときは自らの判断で、子どもの権利の状況、子どもに関する施策における子どもの権利保障の状況などについて調査し審議をし、その内容を市長に提言します。

市は、専門委員会からの提言を尊重し、必要な措置を講じなければなりません。

【解説】

本項では、専門委員会からの提言について規定しています。

では、専門委員会において調査・審議する内容について、「市長の諮問を受けた項目」、「必要があるときに専門委員会自らの判断で取り組む項目」を規定しています。

ここでは、市長の諮問の有無に関わらず、毎年テーマを絞って、子どもの権利保障の状況について、検証に取り組むことを想定しています。

また、では、市は、専門委員会が提言した内容を尊重し、その趣旨を踏まえて必要な措置を講じなければならないことを規定しています。

．参考資料

1．札幌市子どもの権利条例子ども委員会の活動内容

(1) 子ども委員会からの提案

子ども委員会は、「(仮称)札幌市子どもの権利条例」の主役である子どもの意見を条例づくりに反映させるために平成18年(2006年)2月10日に発足した委員会で、札幌市長から任命された32名の子ども委員が、現在も活動を続けています。

子ども委員会は、発足から5月までの期間、「札幌の子どもにとって大切な権利」に関して議論を行い、その内容については、子ども委員会の正副委員長であり検討委員会のメンバーでもある高校生委員3名が、検討委員会の中で報告してくれました。

また、4月30日には、本委員会と子ども委員会との意見交換会を実施し、子どもの権利について直接議論し、子ども委員会から「札幌の子どもにとって大切な権利に関する提案書」を受け取りました。この提案書では、札幌の子どもにとって大切な権利の具体的な項目について、子ども委員の考えによる名称と内容が提案されています。

本委員会は、第3章「子どもにとって大切な権利」の23項目を規定するにあたり、子ども委員会の提案書をふまえ議論をすすめてきたことから、各項目について特に参考とした子ども委員の提案を紹介します。

1．安心して生きる権利

命が守られ、平和と安全のもとに、安心して暮らすこと

子ども委員会提案			
番号	学校区分	権利の名称	権利の内容説明
1	小学生	一人ひとりが大切に育てられ、命が守られる権利	一人ひとりの個性と生命が保障されること。
2	小学生	健康な状態を保つために最善をつくしてくれる権利	病気やかぜにならないように、インフルエンザ予防接種など、かぜ又は病気を予防できることはしてくれること。
3	小学生	防犯対策など、安全な権利	最近は犯罪が多いので。
4	小学生	命が守られること	一人では生きていけない。赤ちゃんは親がいないとダメ。子どもにも親が必要。社会で生きていて、それがはじめて分かる。
5	小学生	誰からも愛され、安全で安心して心地よい環境の中で暮らせること	
6	小学生	守られる権利	不審者などにおそわれたときに大人に守られたり、子どもでは対処できないときに助けられる権利。
7	小学生	子どもの権利が尊重される権利	子どもの権利には、守られる権利、安全な食を持てる権利などがあるので、権利が尊重されれば、安全で安心して健康に生きていけると思います。けれどもその代わりに、同等の義務があると思います。

8	小学生	安全な環境が整うこと	クリーンな環境や不審者のでない校区、安全な食を持てることを総合した権利。
9	小学生	子どもが事件・事故に合わず安心して暮らせる権利	地域の人が協力して不審者などのパトロールを行ってくれる。
10	中学生	子どもの安全が守られる権利	命は大切なものだから、その命が危険な状況にあれば安心して健康には生きていけないと思うから。
11	中学生	生きる権利	危険なときは大人に命を守ってもらう権利。
12	中学生	安心できる権利	安全な場所で、心豊かに暮らす権利。
13	中学生	大人に守られる権利	子ども一人だけではどうやっても安全になれない場合もあるので、大人にしっかりと守られる権利。
14	中学生	家庭にある程度の余裕を持つことのできる権利	家庭が生活で精一杯になっていたら、ちゃんとした物をたくさん食べられるとは思えない。それに、親が働いたりしていて、いない所が多い。そんな家庭で、安全や安心など言っていられない。なので、子どもが何人いるかや、子どもは何をしているかなどによって、その家庭にお金をあげれば良いと思う。そうすれば、生活に必死になることなんて、ないと思う。
15	中学生	虐待をされたり暴力をふるわれたりせず、命が守られること	虐待されずに、人に守られ、命が大切にされること。
16	高校生	子どもが活かされる権利	子どもにかかわらず、大人にも言えることだと思います。ただ生きているのではなく、自分が社会に必要とされている、活かされていると感じることが成長へとつながっていくことと思います。 また、生きていく上では、命が第一です。命とは生存するもとなる力となるものです。なので、命があって、疲れることが出来る、働くことができる、遊ぶことができるなど、いろいろな事を通して成長することができると思います。
17	高校生	子どもが保護される権利	子どもとは、18歳未満の事というおり、やはり子どものうちは親の保護があることで、安全で健康に生きていけると思います。

かけがえのない存在として、愛情を持って育まれること

子ども委員会提案			
番号	学校区分	権利の名称	権利の内容説明
18	小学生	親が愛情をもって接してくれる権利	親の愛情は子どもの何よりの宝だから。
19	小学生	子どもが愛される権利	愛することは子どもにやさしくしたり、子どもがまちがったことをしていたらやさしく教えてくれることだと思います。まわりの人が子どもを愛してあげると、子どもも人を愛せるから。
20	小学生	子どもが大人を頼る権利	子どもたちだけで何かをしようとするのではなく、周りの大人が支えて、育てていくのだから、安心して生きていくために、「大人」が必要だということ。
21	中学生	人を信じる権利	信じることを守る権利。
22	中学生	子どもが大人に大切にしてもらう権利	言葉や肉体的な暴力から守られ、適切なしつけを受け、健康の保障される環境に置いてもらえる権利。

いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること

子ども委員会提案			
番号	学校区分	権利の名称	権利の内容説明
23	小学生	イジメから守られる権利	イジメから守られるということは、「いつイジメを受けるんだろう」とビクビクしながら成長しないで、仲の良い友達と楽しく過ごすことが保障されること。
24	中学生	子どもが守られる権利	「いじめ、体罰から守られる」これは、子どもの権利アンケートでもありました。子どもが「安心」して生きるためには、必要不可欠なことです。また、いじめなどがなければ、「安全」になります。これらのことは、「大人が子どもを見守る」ことが重要です。子どもも、それがわかれば安心できます。

障がい、民族、国籍、性別その他子どもまたはその家族が置かれている状況を理由としたあらゆる差別及び不利益を受けないこと

子ども委員会提案			
番号	学校区分	権利の名称	権利の内容説明
25	小学生	障がいのある子どもと、仲間として遊ぶこと	障がいがある子どもとみんなで遊べば、差別がなくなると思ったから。

自分を守るために必要なことを知ること

子ども委員会提案			
番号	学校区分	権利の名称	権利の内容説明
26	中学生	子どもに与えられている権利を正しく知ること	自分や、他の子どもが持っている権利を正確に知ること、他人の権利を侵していないかどうか知ることできる。

気軽に相談でき、必要な援助を受けること

子ども委員会提案			
番号	学校区分	権利の名称	権利の内容説明
27	中学生	子どもが成長を見守られ話を聞いてもらえる権利	自分を見守り何かあったときに助けてくれる存在、自分ひとりでは判断がつかないときや、自分が思ったことを伝えられる存在が必要だと思うから。
28	小学生	子どもが気軽に相談できる権利	子どもがいつも苦しいことにしばられつづけるのではなく、誰かに相談すれば気が楽になれるから。
29	中学生	子どもが、周りの人に相談できる権利	登校拒否の子どもや、いじめられている子ども、いじめでしまっている子どもなど、どの子どもでもなかなか表に言えない悩みを持っていると思うから、何か相談しやすくなる環境が欲しいと思う(=安心)。
30	中学生	悩みを誰かに相談できること	学校の先生などにもっと気軽に相談しやすくする。安心して相談できる環境づくり。

2. 自分らしく生きる権利

自分を大切にすること

子ども委員会提案			
番号	学校区分	権利の名称	権利の内容説明
31	中学生	子どもが人間として大切にされる権利	子どもがひとりの人間として大切にされることは、自分らしく生きるための基本になり、自分自身も大切に出来ると思うから。
32	中学生	自分を大切にすること	将来にも関係するから。

人と比較されることなく、自分のペースで生きること

子ども委員会提案			
番号	学校区分	権利の名称	権利の内容説明
33	高校生	子どもが独立する権利	独立と聞くと一歩はみ出ると感じますが。しかしそうではなく、独立とは一歩前に入る事だと思います。あまり良い例ではありませんが、町内会の班長をしていると、ある寄付を集めることがあります。ぼくは子どもなので集めには行きませんが、まず班長が200円と書くと、その後の人は皆200円と書きます。そうすると、次の班長が500円と書きました。また面白いことに、皆500円と書きました。これが人間の普通の考えだと思います。こうではなく、僕は、私は、1,000円だすよ、うちは600円出すよと、自分の考えを出す。人に左右されず、自分らしさを出す。これが本当の独立ではないかと思えます。
34	小学生	自分自身を考える時間を与えられる権利	まず、自分らしさを知ることこそが自分らしく生きていくための一歩だと思います。人は一人ひとり違う自分らしさを持っているので、自分らしさを知るためには、自分自身で考えることが大切だと思います。
35	小学生	子ども一人ひとりが自由に意見を表明できる権利	自分が自分らしく生きるためには、人の意見で物事を左右されずに自分の意見で物事・生活などを行えばいい。
36	小学生	子どもが自分のペースで生きられる権利	人についていくよりも自分のペースで進んでいくことが大切。
37	小学生	子どもがやることを認める権利	大人は何でも「ダメ」の一言で片付けてしまって、やることを認めてはくれない。だから、子どもがしたいと思ったことに対して「いいよ」と言ってあげること。
38	小学生	親が子どもを束ねない権利	親は子どものすることを何でも決め付けて、自由にやりたいこともできないから。
39	中学生	一人一人の個性を大事にする権利	個性があるということは、自分らしく生きているという証拠。だから、個性を大事にする＝自分らしく生きることが出来る、ということだと思う。
40	中学生	子どもが自分の意見をもち自分で考え行動できる権利	大人に言われたことだけではなく、自分の思ったように行動することは自分らしく生きることに繋がると思うから。
41	中学生	比べ合わない	比べてほしくない、比べられたくない。(子どもの権利条約の2条とも関係)

自分が思ったことや感じたことを自由に表現できること

子ども委員会提案			
番号	学校区分	権利の名称	権利の内容説明
42	小学生	自分らしくのびのびと育つこと	大人に決め付けられていても、大きくなったら一人で決めないといけなくなるから、今から、自分で決めることが大切。
43	小学生	子どもが自分の意見を言う権利	自分らしさにもつながるし、自分の気持ちを伝えるには意見を言うことが大事だから。
44	中学生	時と場合に応じて、子どもが自分らしく活動する権利	TPOに応じて、意見を発したり、感情を表したり、個性を出せる権利。
45	中学生	自由に個性を表現できる権利	自分が好きな時に自分の個性を邪魔されずに表現できる権利。
46	中学生	自分の意志を表現できる権利	参加するのも、自分の意志が必要だから、自分の意志を表現できる権利

個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること

子ども委員会提案			
番号	学校区分	権利の名称	権利の内容説明
47	小学生	子ども（一人一人）の個性を大切に する権利	子ども一人一人の個性を大切にして、みんな違う権利。
48	小学生	子どもが自分のペースで生きる 権利	みんな同じペースで生きると個性がなくなってしまう と思うから。ただし、約束事は守らなければならない。
49	小学生	一人の人間として認められる 権利	子どもも一人の人間であり、自分の意見・考えをもっ ていると認められる権利。
50	中学生	子どもが、自身のことを周りに認 めてもらえる権利	「自分らしさ」は外に出るものだから、自分が内から見 ることは少ないと思う。だから自分ではない、外から自 分を見る人、つまり周りの人に自分の「自分らしさ」は 見える訳だから、自分のことを周りに認めてもらえる、 理解してもらえれば、自分らしく生きられると思う。
51	中学生	自分らしく生きる権利	精神的に自分にあった環境で生きていける権利。のびの びと、自分のペースで、個性や他人との違い(障がい等) を認められ、一人の人として尊重されること。
52	中学生	子どもが尊重される権利	「個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊 重される」これは、子どもの権利アンケートにもありま した。一人ひとりが自分らしく生きていくには、「自信 をもつ」ことが大切だと考えます。自信をもてるよう になるには、周りから認められるということではないで しょうか。
53	中学生	個性や他人との違いを認められ、 一人の人間として尊重されること	型にはまらず、自分の個性をどんどん出し、その違いを 認められ、一人の人間として尊重されること。

プライバシーが守られること

子ども委員会提案			
番号	学校区分	権利の名称	権利の内容説明
54	中学生	子どもが秘密を持つ権利	たとえ大人（親・先生）にでも、ばらしたくなければ、 言わずに心の中にしまっても良い、という権利。

3.豊かに育つ権利

たくさんのことを学ぶこと

子ども委員会提案			
番号	学校区分	権利の名称	権利の内容説明
55	小学生	教育を自由に受けられる権利	「お金がないからあの学校はダメ」など、経済的な理由に影響されず、公立でも私立でも自由に学校を選ぶことができる権利。
56	小学生	好きな事について学べる権利	自分が興味を持ったことを身の回りのものを存分に使って調べることができる権利。
57	小学生	教育をしてもらう権利（「教育」とは、環境や親からのしつけ、勉強など知識を学ぶこと）	自分は、人間が成長していくためには経験と知識、行動が大切だと思います。知識と経験は教育により身につくのだと思いますが、何よりも行動をしないと無意味だと思います。
58	小学生	子どもが自分一人では生きていけないことを知る権利	子ども（人間）は一人では生きていけない。だれかの支え、はげましがあって生きていけるから、自分も自分中心で生きているわけではないということ。
59	中学生	教育を受ける権利	子どもは社会人になるために知識をえることが必要だし、最近では知識がないとなかなか職業にもつけないと思うから。
60	中学生	学校へ通う権利	ただ教育を受けるだけでは知識しか増えないから、学校での集団生活から学べることも、将来生きる力になると思うから。
61	中学生	未来をつくれる権利	遊び、学び、表現して、これからの役に立てる経験を積んでいける権利。また、それを理解してもらえる権利。

遊び、疲れたら休むこと

子ども委員会提案			
番号	学校区分	権利の名称	権利の内容説明
62	高校生	元気に遊べる権利	自分が小さい時あんまり外で遊ばなかったのを悔やんでいるので、猿みたいに遊べるのが大事ななあと思います。
63	小学生	子どもが幸せに暮らせる権利	子どもが毎日楽しく過ごし、幸せに暮らせる権利。
64	小学生	子どもが遊べる権利	たくさん遊ばないと体力がつかないから。でも、やることをやってからのほうがいいと思います。
65	小学生	疲れたときは休むことができる	生きている中で（特に子ども）、ずっと働いたり考えたりしていたらストレスがたまって、生きる自信がなくなる。
66	中学生	子どもが自分自身の考えで友達を作ることができる権利	子どもが成長していくうえで一緒に遊んだり泣いたり笑ったりできる友達はかかせないものだから、自分の考えで友達を作ること成長していくために必要なことだと思うから。
67	中学生	疲れたときは休むことができる	疲れたときは、ゆっくり休み明日に備えること。

健康的な生活を送ること

子ども委員会提案			
番号	学校区分	権利の名称	権利の内容説明
68	高校生	サプリメント！	現代のちびっこも忙しくて不規則でマックが大好きだから、これからは必要！
69	小学生	「衣食住」があるちゃんとした環境に住む権利	生きていくために最低限必要な「衣食住」を得ることが保障される権利
70	中学生	規律を整えること	子どもにとっては不自由と感じても、規則正しい生活は成長の上で最も重要。
71	中学生	安全な食を得られる権利	体の健康を維持して生きるためには、食事が基礎だと思うから。
72	中学生	リズム良い生活を送る権利	正しい生活リズムで友人と共に生きていく権利。

自らに関係することを、年齢や成長に応じて自分で決めること

子ども委員会提案			
番号	学校区分	権利の名称	権利の内容説明
73	小学生	自分で自分のことを決められる権利	自分のことは他人に決められず自分で決められる権利。
74	中学生	責任を持つ権利	頼ったり決められるのではなく、子どもだって自分で物事を決断したいときがある。そんなときは、自分で責任を持って決めることができる権利。
75	高校生	学校を選べる権利	出会いと、学びの場である学校の選択が正しければ、色々なことが楽しくなって自分らしくいられると思います。
76	高校生	生活環境を選べる権利	自分の良い場所を伸ばしたり、好きなことをするために、こんな権利があったらなと思いました。
77	中学生	子どものことを決めるのは最終的には子どもが決めることのできる権利	自分らしく生きるためには、自分のやりたいことをちゃんとやるのが大切。でも、だからと言って、親が子どもに何もしないというわけではない。親は子どもに情報を与えればいい。そして、子どもがやりたいと思ったらやらせればいい。
78	中学生	子どもは将来進む道を自分で決め、学ぶことができ、それを邪魔されない権利	進む道が危険でない限り、大人はその道を子どもから奪うことができなく、子どもはその権利を主張できる権利。
79	中学生	目標を持つことのできる権利	目標を持てればがんばることができる。たとえくじけても、簡単にはあきらめないと思う。というよりは、あきらめられないと思う。そういう目標を親は持たせてあげるためにも、いろいろなことを教えたりしてあげれば良い。そして、子どもの目標を達成できるように、全力で支えてあげるのも親の仕事の一つだと思う。
80	中学生	自由に意見を言って、自分のやりたいことを自分で決めることができること。	自分の思ったことを言って自分の考えたようにやりたいことを決めることができる。

夢に向かってチャレンジし、失敗しても新たなチャレンジができること

子ども委員会提案			
番号	学校区分	権利の名称	権利の内容説明
81	小学生	やりたいことに挑戦していいし、その結果失敗してもやり直すことができる。	自分で「これに挑戦しよう！」と考え、失敗しても「次はこうしてみよう」とやり直せる。
82	小学生	自分で自由に夢をもつ権利	自分で人に指示されずに自由な夢をもち、それに向けて努力できる権利。
83	小学生	子どもが経験をする権利	子どもがやりたいと言っているものを、親は「ダメ」と言ってやらせてくれないことがあるから、どんなことも経験することが大切なので、やりたいと思うことをやらせてあげること。
84	小学生	子どもが自信を持って行動できる権利	何事も自信を持ってチャレンジできれば、のびのびと成長していくことができる。
85	中学生	やり直す権利	失敗が人の命に関わらない限り許され、やり直し学べる権利。
86	中学生	将来の夢をもって成長していける権利	夢をもって、何かにチャレンジできる。もしも失敗したとしても、休み、また自信をもってチャレンジしなおせる権利。また、それをサポートしてもらえる権利。
87	中学生	たくさんのことを経験できる権利	経験しないと成長できないことがたくさんあるので、たくさんのことを経験してもいい、という権利。
88	中学生	子どもを認める権利	「やりたいことに挑戦していいし、その結果失敗しても、やり直すことができる」これは、子どもの権利アンケートに出たもの。今、子どもは表現が足りないと言われているが、その理由の一つに「失敗したらどうしよう」という恐れがあると思う。やり直すことを認めることにより、のびのびと自分の意志を発表し、伝えていけると思う。大人が、意見を発表しやすい環境づくりを。

色々な芸術、文化、スポーツに触れ親しむこと

子ども委員会提案			
番号	学校区分	権利の名称	権利の内容説明
89	中学生	自分らしくのびのびと育つこと	絵が好きなので、絵を描くことが自分らしさ。

札幌の文化や雪国の暮らしを学び、自然と触れ合うこと

子ども委員会提案			
番号	学校区分	権利の名称	権利の内容説明
90	小学生	豊かな自然で、みんなと遊んだり、のんびりできること	豊かな自然のあるまちで過ごせば、ストレスなどで病気になることもないと思った。

地球環境の問題について学び、豊かな環境を保つために行動していけること

子ども委員会提案			
番号	学校区分	権利の名称	権利の内容説明
91	小学生	誰からも愛されて、安全で安心して心地よい環境の中で暮らせること	心地よい環境のためには、自然環境も大事だと思う。排気ガスで空気が汚染されているような環境では、健康に生きていくこともできなくなる。

4. 参加する権利

家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政等の場で、自分の思いや考えを表明できること

子ども委員会提案			
番号	学校区分	権利の名称	権利の内容説明
92	高校生	子どもにとって大切な環境	子どもが自分の思っていることを表明したり参加しやすい環境をつくるのが大切だと思います。しかし、どこでも子どもにとって良い環境があつては子どもは成長しないと思います。これではただの贅沢になりかねません。ぼくは寮生活をしていますが、はっきり言ってよい環境ではありません。でも、この苦勞を辛抱し卒業するときには、きっと大きな自分のパワーになっていることと信じ、毎日励んでいます。これらの良い環境、悪い環境すべてを合わせて子どもにとって大切な環境だと思います。
93	小学生	子どもの意見を聞く権利	例えば、子ども用の「目安箱」を置いて、その意見に大人がきちんと回答するなど、子どもの意見に確実に大人が接することができる仕組みをつくることで保障される権利。
94	中学生	意見を持ち発表する権利	個人の意見は尊重され、発表しても何も言われぬ権利。
95	中学生	考え、伝える権利	学んで、考えて、伝える。未来をつくるためにも必要な「発言」を認める権利。
96	中学生	子どもが自由に表現する権利	「自分の意見を自由に言い、表現することができ、表明した意見は尊重されること」これは子どもの権利アンケートでもありました。まずは、自由に表現できる環境づくりが大切だと思います。

表明した自分の思いや考えは尊重され、大切にされること

子ども委員会提案			
番号	学校区分	権利の名称	権利の内容説明
97	高校生	お互いの個性を尊重する権利	自分を押し通すだけでなく、相手の意見も聞く相互の関係をつくれる権利があれば素敵だなとおもいました。
98	小学生	自分の意見を自由に言い、表現することができ、表明した意見は尊重されること	発表するときに、自信が必要。尊重されなかったら、自信がなくなる。
99	小学生	一人ひとりの意見が尊重される権利	一人ひとりの意見が尊重されなければ、意見を表明しても参加していることにはならないし、かといって一人の意見が尊重されても周りの人が参加できなくなると思っています。
100	小学生	子どもが自由に意見を言い、尊重される権利	子ども一人ひとりが自由に意見をいい、その意見が尊重されること。
101	小学生	表明した意見をバカにされたりしない権利	せつかく表明したのにあざ笑うようでは、表明した人に失礼だから。

102	中学生	子どもが、自分の意見を聞いてもらえる権利	自分の意見を伝えようとしても、相手が耳を傾けてくれなくて、その意見が対象とされなかったら困るから。聞いてもらえれば、もしその意見があまり良いものではなくても「こうだからダメ」と理由も言ってくれると思う。
103	中学生	表明した意見は尊重される権利	自分の意見が軽く受け止められただけで尊重されなければ、参加することもできなくなってしまうから。
104	中学生	子どもの意見が尊重される権利	意見が無視されるということはひとりの人間として受け止められていないことだと思うから。
105	小学生	子どもが意見を持てる権利	子どもであるというだけで意見が否定されることなく、大人に聞いてもらえる権利

参加に際し、適切な情報提供や支援を受けられること

子ども委員会提案			
番号	学校区分	権利の名称	権利の内容説明
106	中学生	子どもがいる場では、子どもがちゃんとと言えるふんいきを作る権利	子どもは簡単に、意見を言ったりすることが出来ない人が多い。そんな人にわけのわからない言葉を使ったりしている中で、意見を言ってくれ、なんてとうてい無理。簡単なことを簡単に言うのは簡単。でも、難しいことを簡単に言うのは難しい。でも、そういう事のできる人がいないと、子どもには、何か言えるはずがない。

仲間をつくり、集まること

子ども委員会提案			
番号	学校区分	権利の名称	権利の内容説明
107	小学生	友だちや親と意見をかわし、意見を分かり合うこと	他の人の意見をいれることで、自分の意見も分かってくれるから。
108	中学生	様々な活動に積極的に参加する権利	ボランティア活動などに、子どもが参加しやすいようPRなどを行なう。
109	小学生	自分とは違う子どもと自由に接することのできる権利	同じ学校の友だち、他学年、障がい者、様々な人々と接して、互いの違いを見つけることができる。

(2) 子ども委員会の活動

子ども委員会の開催状況

委員会名称	日時	開催場所	議題
任命式・第1回子ども委員会	平成18年2月10日(金) 17時00分～18時00分	札幌市役所12階会議室	・任命式、上田市長からのメッセージ ・自己紹介と委員長、副委員長の選出
第2回子ども委員会	平成18年2月16日(木) 16時30分～18時00分	STV北2条ビル会議室	・「子どもの権利」について勉強会
第3回子ども委員会	平成18年3月17日(金) 16時30分～18時20分	札幌市役所12階会議室	・「子どもにとって大切な権利」 (グループディスカッション)
第4回子ども委員会	平成18年4月13日(木) 16時30分～18時15分	STV北2条ビル会議室	・「子どもにとって大切な権利」 (グループディスカッション)
第5回子ども委員会	平成18年4月24日(月) 16時30分～18時15分	札幌市役所12階会議室	・「子どもにとって大切な権利」 (グループディスカッション、全体討議)
第6回子ども委員会	平成18年5月18日(木) 16時30分～18時15分	WEST19 研修室	・「子どもの権利侵害について」

子ども委員会の構成

学年	人数
小学校 5 年	2 名
小学校 6 年	11 名
中学校 1 年	3 名
中学校 2 年	3 名
中学校 3 年	8 名
高校 1 年	1 名
高校 2 年	1 名
高校 3 年	3 名
合 計	32 名

(学年は、平成 18 年 4 月 1 日現在)

2. 札幌市子どもの権利条例制定検討委員会委員名簿

(敬称略 正副委員長のほか五十音順)

	氏名	性別	役職	部会	勤務先等
1	うちだ しんや 内田 信也	男	委員長 (起草委員)	子どもの指導者	北海道合同法律事務所 (弁護士)
2	おたに まさたか 尾谷 まさたか	男	副委員長 (起草委員)	幼児・小学生	北欧社会研究協会(NESSA) (会長)
3	あおやま ただし 青山 正	男	副委員長 (起草委員)	地域	社会福祉法人 札幌市南区社会福祉協議会 (常務理事・事務局長)
4	あおき ひろみ 青木 ひろみ	女	(起草委員)	親	主婦
5	あずま ともき 東 智樹	男		親	DPI北海道ブロック会議 (事務局員)
6	いざき みつお 井崎 光男	男		中・高校生	(財)青少年女性活動協会 (財務課長)
7	いわた みか 岩田 美香	女		親	北海道大学大学院教育学研究科 (助教授)
8	おおさか かつゆき 大坂 克之	男	部会長	子どもの指導者	光塩学園女子短期大学 (教授)
9	おおにし てるよ 大西 照代	女		地域	札幌市主任児童委員連絡協議会 (代表)
10	か 斐 ゆりこ 甲斐 百合子	女		地域	札幌市学童保育連絡協議会 (事務局次長)
11	かわむら いさお 川村 功	男	部会長	地域	札幌市西区青少年育成委員会 (会長)
12	さいとう あやの 齋藤 綾乃	女		幼児・小学生	北海道札幌藻岩高等学校 (学生)
13	さ さ き はじめ 佐々木 はじめ	男	部会長 (起草委員)	親	北海道札幌南高等学校 (社会科教諭)
14	しばき かつこ 芝木 捷子	女		幼児・小学生	なかのしま幼稚園(園長) 札幌市私立幼稚園連合会(会長)
15	しょうい よしのぶ 庄井 良信	男		子どもの指導者	北海道教育大学大学院 (助教授)
16	たきもと きょうたろう 瀧本 京太郎	男		親	北海道札幌北高等学校 (学生)
17	たに あきら 谷 光	男	(起草委員)	子どもの指導者	北海道子どもセンター (運営委員)
18	とくどめ なおみ 徳留 奈緒美	女		中・高校生	(株)クレディセゾン北海道支店 (会社員)
19	なかさか だいすけ 中坂 大輔	男	(起草委員)	幼児・小学生	飛弾市立山之村小中学校 (講師)
20	はた なおき 秦 直樹	男		子どもの指導者	社会福祉法人常徳会興正学園 (施設長)
21	ひでしま ゆかり 秀嶋 ゆかり	女	(起草委員)	地域	秀嶋法律事務所(弁護士) 北海道子どもの虐待防止協会(運営委員)
22	みうら しんこ 三浦 伸子	女		中・高校生	社会福祉法人羊ヶ丘養護園 (副園長)
23	よしのみ まさみ 吉呑 正美	男		中・高校生	札幌市立札幌中学校 (教頭)
24	よねしろ なおみ 米代 直美	女	部会長	幼児・小学生	札幌市立ひばりが丘小学校 (教諭)
25	わたなべ ともひろ 渡辺 智広	男	部会長	中・高校生	札幌第一高等学校 (学生)

(所属は、平成18年4月1日現在)

3. 札幌市子どもの権利条例制定検討委員会の開催経過

(1) 本委員会

会議名称	日時	会場	議題
第1回検討委員会	平成17年 4月28日(木) 16時30分～18時30分	札幌市役所12階会議室	・部会の設置について ・条例制定までの日程について ・懇談会などの実施について
第2回検討委員会	平成17年 5月27日(金) 17時30分～20時30分	WEST19 研修室	・「さっぽろ子ども未来プラン」の説明 ・懇談会のレポートについて
第3回検討委員会	平成17年 6月18日(土) 16時00分～19時00分	WEST19 講堂	・子どもの権利条約づくりの現状と課題について (講師 早稲田大学文学部教授 喜多明人氏) ・懇談会で実施するアンケート(小学生向け)について ・アンケートの内容の確定に向けて
第4回検討委員会	平成17年 7月13日(水) 18時00分～20時30分	WEST19 研修室	・懇談会の中間報告 ・出向き調査について ・中間答申に向けた取組について ・条約づくりに関する関係機関との協力について ・市民アンケートの実施について ・フォーラムの実施について
第5回検討委員会	平成17年 9月10日(土) 18時00分～20時30分	STV北2条ビル会議室	・中間答申原案の執筆者 ・懇談会・出向き調査に基づく部会報告 ・フォーラムの実施について
第6回検討委員会	平成17年 9月18日(日) 13時00分～17時15分	STV北2条ビル会議室	・今なぜ子どもの権利条例か ・主たる札幌市の子どもの現状と課題
第7回検討委員会	平成17年10月23日(日) 13時00分～17時00分	WEST19 研修室	・子どもの権利条例制定に係る意見交流会の内容について ・中間答申書について
第8回検討委員会	平成17年11月19日(土) 18時00分～21時30分	STV北2条ビル会議室	・中間答申書の検討について
第9回検討委員会	平成17年11月23日(水) 16時00分～19時30分	STV北2条ビル会議室	・中間答申書の検討について
第10回検討委員会	平成17年12月 9日(金) 18時00分～22時00分	WEST19 研修室	・中間答申書の検討について
第11回検討委員会	平成17年12月17日(土) 16時00分～20時30分	WEST19 研修室	・中間答申書の検討について ・平成18年スケジュールについて ・子ども委員会について
第12回検討委員会	平成18年1月21日(土) 16時00分～19時00分	STV北2条ビル会議室	・最終答申書に盛り込む内容、項目について ・最終答申書の全体構成について ・起草ワーキングについて ・フォーラムの実施について
第13回検討委員会	平成18年3月4日(土) 14時00分～18時00分	WEST19 研修室	・子ども委員会の開催報告 ・最終答申書の検討について
第14回検討委員会	平成18年3月25日(土) 14時00分～18時00分	WEST19 研修室	・子ども委員会の開催報告 ・最終答申書の検討について ・市民意見交換会の実施について
第15回検討委員会	平成18年4月22日(土) 13時00分～18時00分	WEST19 研修室	・子ども委員会の開催報告 ・市民意見交換会の開催報告について ・最終答申書の検討について
第16回検討委員会	平成18年4月27日(木) 18時30分～23時00分	WEST19 研修室	・最終答申書の検討について
第17回検討委員会	平成18年4月30日(日) 13時50分～18時30分	WEST19 研修室	・子ども委員会の開催報告 ・最終答申書の検討について
第18回検討委員会	平成18年5月20日(土) 13時00分～18時00分	STV北2条ビル会議室	・子ども委員会の開催報告 ・最終答申書の検討について
第19回検討委員会	平成18年5月27日(土) 15時00分～18時00分	WEST19 研修室	・最終答申書の検討について

(2) 懇談会

検討委員会では、条例づくりのための懇談会を開催し、子どもの権利に関わる様々な考えや意見を、子どもをはじめとする市民の方から伺いました。

名称	月日	部会	参加者数	対象
地域団体などとの懇談	平成17年7月2日(土)午前	子どもの指導者部会	28人	市内で活動する少年6団体の指導者
地域団体などとの懇談	平成17年7月2日(土)午前	子どもの指導者部会	31人	(財)青少年女性活動協会
地域団体などとの懇談	平成17年7月2日(土)午前	子どもの指導者部会	14人	高校PTA
地域団体などとの懇談	平成17年7月2日(土)午前	地域部会	74人	民生・児童委員、主任児童委員
地域団体などとの懇談	平成17年7月2日(土)午前	地域部会	33人	青少年育成委員
幼稚園教諭との懇談	平成17年7月2日(木)午後	子どもの指導者部会	64人	幼稚園教諭
地域団体などとの懇談	平成17年7月10日(日)午前	子どもの指導者部会	18人	サポートセンター、アシストセンター、CAP、チャイルドライン
幼稚園教諭・保育士との懇談	平成17年7月10日(日)午前	子どもの指導者部会	99人	幼稚園教諭、保育士
小・中学校PTAとの懇談	平成17年7月10日(日)午後	親部会	18人	小・中学校PTA
小学生との懇談	平成17年7月24日(日)午前	幼児・小学生部会	22人	小学生
小学生との懇談	平成17年7月24日(日)午後	幼児・小学生部会	13人	小学生
中学生との懇談	平成17年7月24日(日)午前	中・高校生部会	14人	中学生
中学生との懇談	平成17年7月24日(日)午後	中・高校生部会	4人	中学生
高校生との懇談	平成17年7月24日(日)午前	中・高校生部会	4人	高校生
高校生との懇談	平成17年7月24日(日)午後	中・高校生部会	43人	高校生
子どもとの懇談会	平成17年7月29日(金)午前	中・高校生部会	2人	子ども(18歳未満)
大人との懇談会	平成17年7月29日(金)午後	親部会	18人	大人(18歳以上)
教師との懇談会	平成17年8月2日(火)午前	地域部会 子どもの指導者部会	29人	12歳までの子どもを教えている教師
教師との懇談会	平成17年8月2日(火)午後	地域部会 子どもの指導者部会	7人	13歳から18歳までの子どもを教えている教師
乳幼児がいる親との懇談	平成17年8月3日(水)午前	親部会	4人	乳幼児がいる親(0歳から小学校入学前くらいの子を育てている方)
小学生がいる親との懇談	平成17年8月3日(水)午後	親部会	4人	小学生がいる親(小学生の子を育てている方)
中学生がいる親との懇談	平成17年8月4日(木)午前	親部会	6人	中学生がいる親(中学生の子を育てている方)
高校生がいる親との懇談	平成17年8月4日(木)午後	親部会	6人	高校生がいる親(義務教育終了後の18歳未満の子を育てている方)
懇談会合計 23回		参加者合計 555人		

(3) 出向き調査

検討委員会では、子どもたちが集まる場所や、子どもに関わる行事の会場等に出かけて行き、子どもの権利に関わる様々な考えや意見を、子どもをはじめとする市民の方々から伺いました。

参加者	訪問日	部会	対象者	会場
学校現場の子どもたち	平成17年 7月25日(月)	幼児・小学生部会	小学生:120人	ひばりが丘小学校
習い事に取り組む子どもと親 (中学生硬式野球クラブチーム)	平成17年 7月31日(日)	中・高校生部会 幼児・小学生部会	中学生:53人 大人:15人	クラブチーム専用グラウンド
民間行事の参加者と親・主催者 (YMCA行事)	平成17年 8月 4日(木)	幼児・小学生部会	小学生:9人 中学生:7人 大人:21人	中島公園
民間行事の参加者と主催者 (ユースホステル主催キャンプ)	平成17年 8月 6日(土)	幼児・小学生部会	小学生:14人 中学生:3人 高校生:1人 大人:3人	中沼青少年キャンプ場
地域行事の参加者 (七夕の集い参加者)	平成17年 8月 7日(日)	地域部会 幼児・小学生部会	小学生:70人 中学生:5人 高校生:1人 大人:91人	東川下小学校体育館
市民団体との懇談 (子どもの権利条例制定市民会議)	平成17年 8月11日(木)	親部会	大人:17人	北海道大学ゼミ室
公益団体行事の参加者と保護者 (青少年女性活動協会主催キャンプ)	平成17年 8月21日(日)	幼児・小学生部会	小学生:117人 高校生:1人 大人:119人	ちえりあ
市内5つの児童養護施設の子どもと職員		中・高校生部会 地域部会 子どもの指導者部会	小学生:15人 中学生:15人 高校生:16人 職員:11人	興正学園体育館
学習塾に通う子ども	平成17年 8月22日(月)	幼児・小学生部会	小学生:41人	公文学習塾西26丁目教室
障がいのある子どもの親	平成17年 8月23日(火)	親部会 幼児・小学生部会	大人:9人	豊成養護学校
市民団体との懇談 (非行と向き合う親の会)	平成17年 8月27日(土)	子どもの指導者部会	大人:17人	北海道高等学校教育センター 会議室
特定施設を利用する子どもたち		幼児・小学生部会	小学生:220人 大人:50人	青少年科学館
地域活動に取り組む子どもたち (児童会館のリーダー)		中・高校生部会 地域部会	小学生:80人	青葉児童会館
街頭の子どもたち	平成17年 8月29日(月)	幼児・小学生部会 親部会 地域部会 中・高校生部会 子どもの指導者部会	中学生:1人 高校生など:45人	大通公園
学校現場の子どもたち	平成17年 9月 2日(金)	地域部会	小学生:2人	山の手養護学校
民間施設方式児童育成会の子どもたち	平成17年 9月 8日(木)	地域部会	小学生:10人	福住児童育成会
フリースクールに通う子どもと主催者	平成17年 9月 9日(金)	子どもの指導者部会	小学生:3人 中学生:1人 大人:1人	フリースクールそら
民間施設方式児童育成会の子どもたち		地域部会	小学生:12人	あおぞらクラブ児童育成会
フリースクールに通う子どもと主催者 (北海道自由が丘学園)	平成17年 9月10日(土)	子どもの指導者部会	高校生:10人 大人:15人	エルブラザ
朝鮮初中高級学校の子どもたち	平成17年 9月20日(火)	地域部会	中学生:5人 高校生:5人	北海道朝鮮初中高級学校
外国籍・帰国者などの子どもと親	平成17年9月25日(日)	地域部会	18歳未満の子ども:1人 大人:9人	カトリック北1条教会
インターナショナルスクールの子どもたち	平成17年10月20日(木)	地域部会	中学生:4人 高校生:6人	北海道インターナショナルス クール
出向き調査合計 22回		参加者合計 1,271人		

上記のほか、平成17年7月14日(木)に乳幼児を持つ親(私立幼稚園PTA)の催事において、1,075人の方にアンケート調査を実施。

(4) フォーラム・市民意見交換会

会議名称	日時	会場	来場者	議題
みんなで考えよう！ 札幌市子どもの権利条例フォーラム ～子どもたちの幸せを願って～	平成17年10月29日(土) 15時00分～17時00分	WEST19講堂	260名	・「子どもの現状と課題」報告 内田 信也委員長 (検討委員会) ・パネルディスカッション ～子どもの意見表明・参加～ パネリスト 塚本 智宏さん (市立名寄短期大学教授) 大場 崇充さん (札幌市PTA協議会副会長) 植村 敬視さん (札幌市立上篠路中学校校長) 瀧本 京太郎委員 (検討委員会) 齊藤 綾乃委員 (検討委員会)
みんなで考えよう！ さっぽろ市子どもの権利条例フォーラム ～子どもたちとトーク！わたしたちの権利って何だろう!?～	平成18年2月26日(土) 13時30分～15時30分	かでの2・7ホール	470名	・中間答申書の報告 米代 直美委員 (検討委員会) ・パネルディスカッション ～子どもたちとトーク！わたしたちの権利って何だろう!?～ パネリスト 上田 文雄市長 熊谷 律子さん (札幌人権擁護委員連合会事務局長) 内田 信也委員長 (検討委員会) 子どもの権利条例子ども委員会の子どもたち(13名)
札幌市子どもの権利条例 市民意見交換会	平成18年4月16日(日) 13時30分～16時30分	屯田北児童会館	38名	・中間答申書と最終答申書骨格案の報告 米代 直美委員 (検討委員会) ・意見交換会 ～グループごとのディスカッション～ ・グループ発表

(5) 起草ワーキング

検討委員会では、最終答申書の作成に向けた起草作業のため、正副委員長など計8人の委員を中心とする「起草ワーキング」を開催しました。
なお、第7回起草ワーキング以降は、「拡大ワーキング」として、すべての委員を対象に開催しています。

名称	日時	会場	検討項目	名称	日時	会場	検討項目
第1回	平成18年2月9日(木) 19時00分～21時00分	子ども未来局 大会議室	・全項目	第8回	平成18年4月8日(土) 13時30分～18時00分	子ども未来局 大会議室	・生活の場における権利保障
第2回	平成18年2月28日(火) 18時00分～22時00分	WEST19 研修室	・子どもの権利侵害からの救済 施策の推進 ・子どもの権利保障の検証	第9回	平成18年4月17日(月) 18時30分～23時00分	子ども未来局 大会議室	・生活の場における権利保障 ・子どもの権利侵害からの救済 ・子どもの権利保障の検証
第3回	平成18年3月2日(木) 18時30分～23時00分	子ども未来局 大会議室	・子どもの権利侵害からの救済 施策の推進 ・子どもの権利保障の検証	第10回	平成18年4月19日(水) 18時30分～23時00分	バスセンタービル 6階大会議室	・総則 ・権利普及 ・子どもにとって大切な権利 ・生活の場における権利保障
第4回	平成18年3月9日(木) 18時30分～21時30分	バスセンタービル 6階大会議室	・生活の場における権利保障	第11回	平成18年5月10日(水) 18時30分～23時00分	子ども未来局 大会議室	・生活の場における権利保障 ・施策の推進 ・子どもの権利保障の検証
第5回	平成18年3月15日(水) 18時30分～23時00分	バスセンタービル 6階大会議室	・生活の場における権利保障	第12回	平成18年5月12日(金) 18時30分～23時00分	子ども未来局 大会議室	・子どもにとって大切な権利 ・生活の場における権利保障
第6回	平成18年3月22日(水) 18時30分～23時45分	バスセンタービル 6階大会議室	・総則 ・権利普及 ・生活の場における権利保障	第13回	平成18年5月14日(日) 13時00分～18時30分	WEST19 研修室	・総則 ・権利普及 ・生活の場における権利保障 ・子どもの権利侵害からの救済
第7回	平成18年4月1日(土) 13時30分～18時00分	子ども未来局 大会議室	・総則 ・子どもにとって大切な権利 ・生活の場における権利保障	第14回	平成18年5月17日(木) 18時30分～23時00分	子ども未来局 大会議室	・前文 ・子どもにとって大切な権利 ・生活の場における権利保障 ・子どもの権利侵害からの救済

4. 中間答申書に寄せられた市民意見概要

【市民意見の総数】

- ・子どもからの意見 503 件
- ・大人からの意見 187 件
- ・合計 690 件

【子ども（18歳未満）からの意見】

1. 中間答申全体に関する意見・感想（141件）

- ・大人は、「子どもなんだから」というけど、このパンフレットを読んで、子どもにもちゃんと権利があるんだな、と思った。
- ・子どもでも「生きる権利」「育つ権利」などの権利があって、その権利について条例をつくろうとしていることは素晴らしいことだと思った。このことを進めるべきだと思った。
- ・権利は、大人にも子どもにも、とても大切なものだから、私も大人になっても「子どもの権利」のことを忘れないようにしようと思う。
- ・自分たちが、ふつうに学校に通っていることは、最初権利だとは知らなかった。それに、子どもにはいろいろな権利があるのは知らなかった。子ども（自分たち）のために大人がいっぱい話し合ってることがうれしい。
- ・子どもの権利をつくるのもいいけど、わがままな子や、権利があることだけを気にしている子ができるので、そういうことも考えて条例をつくってほしい。
- ・私は、実際に誰かの役に立てると信じているから、子どもの権利条例があればいいと思う。反対の意見には「子どもが権利ばかり主張するのではないか」と言う人もいたが、権利はわがままと違うと私は思う。
- ・もっといろんな人に「子どもの権利」というのを知ってもらうことが大事だと思う。知ってもらうことによって、子どもがわがままになる心配も少し減るかもしれないと思う。
- ・子どもの権利条例をつくるのは、良いことだと思う。でも、この条例は札幌だけなので、札幌以外の地域にも広げていくといいと思う。
- ・僕は、札幌だけでなく世界の子どもたちみんなが社会に参加したり、守られたり、そして何より生きる権利を持っていると思う。だから、これからは札幌が「子どもに優しいまち」と言われるようなまちづくりをしてほしいと思う。
- ・やっぱり、子どもに「権利」があってもなくても、自分でしっかりしなきゃこれから生きていくのが辛いと思う。自分で強い意志を持って、しっかり相手の目を見て話した方が「権利」と言うよりいいと思う。
- ・私は子どもが自由に伸び伸びと過ごせる街をつくるのには賛成だけど、大人の話もまじめに聞かないような子どもが、さらにわがままになってしまうかもしれないから、あまり子どもにとって都合の良いすぎる条例はつくらない方がいいと思う。

- ・ある権利を守ろうとすると、別の権利を侵してしまうことでもてくるのでは、と不安になった。
- ・親のしつけが悪いと、子どもも悪くなるので、そのところをしっかりとった方がいい。大人になったら子どもを甘やかさすぎず、厳しすぎず子育てしたい。

2. 「参加・意見表明」に関する意見・感想（49件）

- ・市での行事に、誰でも参加できるようにしたらいいと思う。意外と子どもの方が、大人では考えられない意見があると思う。
- ・学校の行事で、自分の意見だけで行動するとうまくいかないから、ちゃんとみんなの意見を取り入れて進めた方がいいと思う。
- ・障がいがある人もみんな同じと考えて、安心して仲良くできるように、各学年とのかかわりを深めて、行事などイベントをたくさんできればいい。
- ・お祭りなどのみんなが楽しめる行事をもっと増やしてほしい。
- ・世界の子どもたちとふれあえるような行事やイベントがあったら参加したい。
- ・夏休みや冬休みの中で、何かイベントを作り、自由に参加できるようにしたい。
- ・公園などの公共施設をつくる時、子どもの意見をアンケートなどで聞いてほしい。
- ・障がいのある人が考えていることは違うはずだから、何か交流ができるような行事や作品展などのようなものがあったら、一回参加してみたい。
- ・社会に参加できるのならば、どんどん参加したい。
- ・大人の意見ばかりでなく、子どもの意見も聞いてほしい。
- ・自分の進路について、どここの学校に行くか、何委員会に入りたいかとかは、親が全部決めずに、子どもが「ここがいい」と言ったら、なるべくその希望を聞いてもらいたい。
- ・イベントに子どもも参加することで、色々なことを大人から学べると思う。
- ・親や先生達などの大人たちは、「子どもは、自分で何も決められない」などと思っていることがあるので、子どもは一人ひとり意思や想うことなどがあるから、その想いや意見を聞いて、話し合ってもらいたい。
- ・子どもには、子どもなりの考え方がある。子どものための条例をつくるのなら、子どもの意見を聞くべきだと思う。子どもは、かならず大人になるのだから、子どものうちから社会のことに少しふれておいたら、大人になったときに役に立つと思う。

3. 「安全・安心なまち（主に防犯について）」に関する意見・感想（140件）

- ・最近、子どもをつれさって暴力する人が多いので、自分の身を守れるような仕組みをつくってもらえると、とてもうれしい。
- ・いつも習い事の帰りとかに、夜、暗いところがあって怖い。子どもが、暗い夜の道を安全に歩けたらいい。
- ・子どもが安全に暮らせるために、交差点で大人が見回りしてほしい。

- ・細い路地裏や人通りのないところを集中的に、防犯ベルを設置してほしい。
- ・「子ども 110 番の家」をもっと増やしてほしい。
- ・夜に出歩くときに暗い道を通るときは、とても不安。街灯を増やしてほしい。
- ・学校の行き帰りに怖い思いをしなくてすむシステムなどがあればいい。
- ・地域の人などでパトロール隊をつくってほしい。
- ・この頃、不審者が多く出ていて、とても心配。「子ども 110 番の家」や「お店」を増やして、すぐ逃げ込めるようにしてほしい。
- ・人通りの少ない道は、その地域の学校の登下校時間に合わせてパトロールしてほしい。

4. 「居場所（主に公園について）」に関する意見・感想（80 件）

- ・公園にもっと遊具を増やしてほしい。
- ・公園に時計をつけてほしい。
- ・ボール遊びができる公園をつくってほしい。
- ・サッカーや野球をもっと堂々とできるような、広い公園があるといいと思う。
- ・今、冬に遊べる公園は、少ししかないので、冬でも遊べる公園をふやしてほしい。
- ・学校のまわりに公園が少ないから、学校のまわりに公園をつくってほしい。
- ・私の家の近くにはとても小さい公園がひとつしかなく、道路で遊ぶわけにもいかないの
で、友だちが着ても家で遊んでいる。外での遊び場所がほしい。

5. 「毎日の生活」「学校」に関する意見・感想（71 件）

- ・最近、小学生でも平気で夜遅くまで起きている子が多くなっていると思う。親などは、きちんと注意した方がいいと思う。子どもの健康のことを考えると、睡眠はきちんとさせるべきだと思う。
- ・子どもはなるべく早く寝るようにして、朝寝坊しないようにすることと、朝ごはんもしっかり食べるようにしたほうがいいと思う。
- ・寝るのが遅くなると、次の日にその分眠くなって授業に真剣になれないから、夜更かしはやめた方がいい。
- ・中学生になるときに不安なので、小学校のうちから、他校の子どもとふれ合う時間がほしい。中学校に入る前から、服装、勉強、部活のことなどもっと教えて欲しい。
- ・小学校でも英語を習いたい。外国の先生が 1 校につき 1 人はほしい。
- ・休み時間を長くしてほしい。学校でもっとイベントを増やしてほしい。

6. 「自然や環境」に関する意見・感想（42 件）

- ・広い公園や自然豊かな広場がいろんなところにあつたらいいと思う。
- ・今は家やビルが増えて、どんどん自然がなくなっているから、木や花をいっぱい増やしたい。

- ・木をもっとたくさん増やして、住みよい町づくりをしてほしい。
- ・最近虫とりなど、自然に身近に触れる機会が少なくてさびしいので、もっと自然を増やしてほしい。
- ・自然と触れあえる時間がほしい。
- ・美しい自然が味わえるので、きれいな川や森や動物などにふれあえたらいい、と思う。
- ・札幌のまちをもっときれいにしたい。

7. 「いじめ、差別等」に関する意見・感想（132件）

(1) 「いじめ」について（65件）

- ・いじめや虐待は、自分ひとりの力ではどうしようもないから、1人で簡単に悩みを聞いてくれるシステムや、近所での呼びかけを行って、みんなが明るくなればいいと思う。
- ・学校の中でも、やはりいじめはだめだし、相談する人がいなかったら、自分の感情をださない子どもになるので、電話などの相談室をつくるのがいいと思う。
- ・学校の中で、いじめにあっていても、誰にも相談できない子がいるので、もっと先生たちが、相談しやすいように子どものことを考えて欲しい。
- ・今はいじめられている人がいても先生は気付かないので、ちゃんと行動の変化とかを見るようにして欲しい。
- ・いじめは許されることではないから、困っている人がいたら助けられるような、やさしい学校がくれたらいいと思う。
- ・自分の意見をうまく伝えることができない子が多いけど、そういう子はいじめがあっても隠すような子になると思うので、よくないと思う。
- ・いじめを相談できる場所を沢山つくった方がいいと思う。
- ・電話で相談するよりも、学校で知っている人に相談したほうがいいと思うので、学校の中に相談室があったらいいと思う。

(2) 「障がいのある子どもたち」について（44件）

- ・障がいのある子どもたちが安心して生きていけるような権利は、絶対あったほうがいいと思う。
- ・障がいのある子など、差別を受けることによって、外に出られなくなる人もいるから、みんな同じように差別のないまちにしたい。
- ・障がいのある子もできるだけ普通の物を使ったり、普通の目で見たい。
- ・障がいの学級にいる友だちが、私たちと同じ場所で同じように授業ができればいいと思う。
- ・僕たちの学校では、障がいのある子と一緒に登校して交流を深めている。こういう学校が増えれば差別はなくなると思う。

【大人（18歳以上）からの意見】

1. 条例の意義・条例制定に対する意見・感想（105件）

賛成意見、賛成を前提とした意見・提案（78件）

- ・条例をつくることは大賛成。障がいのある子や、国籍・民族の違う子どもたちは、仲間はずれにされたりすることはよくあるので、きちんと権利を保障して欲しい。
- ・子どもの権利条約の内容は素晴らしいものだ。しかし、それを把握している人の割合は、かなり小さいと思う。今後は、普及活動に力を入れるべきだと思った。
- ・子どもがいずれ大人になり、責任ある人間になれるための条例であって欲しい。
- ・条例が標語になることなく、効力のあるものにして欲しい。

消極的な意見（14件）

- ・中間答申に記載されている様々な問題について、この条例制定で何が変わるのか。この条例だけで変えるのは不可能だと思われる。
- ・意見表明権が必要というが、そんな子どもたちが占めたらどうなるのか、学校の中で「私は数学はいやだ」と表明したら、どうまとめるのか。
- ・中間答申の方向性では条例をつくる意味はあまりない。現行法の枠内で十分対応可能。
- ・現行法の強化が先ではないか。
- ・条例制定に関して、「子どものわがままを助長するだけではないか。」という批判はないのか。自分もそう思う。
- ・子どもの権利ばかり先行するのはおかしい。まず、義務を果たしてから、権利について言うべきだ。市は、子どもの義務についての条例をつくるのが先だ。

その他（13件）

- ・条例は良いものだと思うし、親が子どものことを考えるきっかけになるのかもしれないが、条例がどの程度いかされるのか、よく分からない。
- ・「子どもの安全・保護条例」とすべき。

2. 権利救済制度に関する意見・感想（15件）

賛成意見、賛成を前提とした意見・提案

- ・オンブズマン制度賛成。学校内でうまくいく事例だけではない。駆け込み寺の存在（第3者的な存在）はセクハラなどの場合でも必要。
- ・学校と一体となり実効性のあるものにしてもらいたい。被害救済が十分でなければ批判を浴びることになる。
- ・現行法では対処できないような部分に関して補完できるような、まさに苦しんでいる子どものための条例であってほしい。

消極的な意見

- ・シンポジウムの際に、委員長からまず条例を作ってやってみないとわからないという話があったが、綿密に条例に関する運用の規程を細かく検討する必要がある。学校で生じた問題に関して基本的に学校と保護者で解決に当たるべきである。第三者間の介入は学校に混乱をもたらす可能性がある。

その他の意見・提案など

- ・中間答申における学校の状況の記述とPTAとして見る学校の状況に相違がある、きちんとした状況把握なしに、オンブズマンパーソン制度などの方策は拙速ではないか、もっと時間をかけ調査検討することが必要。
- ・子どもの権利を認め条例化することは賛成だが、オンブズマン制度はかなり綿密な他の行政との関係調整が必要。
- ・児童相談所やいのちの電話など、今ある制度などはどうなるのか。
- ・オンブズマンからの勧告だけで子どもの権利がどれだけ守られるのか。

3. その他権利保障に関する意見・感想（32件）

権利、権利保障全般について

- ・同じような権利がいくつかあったので、もう少し具体例を挙げたほうが良い。
- ・何が権利侵害に該当するのか、具体的、網羅的に列挙することも必要ではないか。

参加・意見表明について

- ・意見表明権などの権利の保障を重視した形で検討されているのは良い。

普及・啓発について

- ・「権利」という言葉のイメージが誤解や偏見を生んでいる面もある。周知の方法について具体的に検討してほしい。

その他

- ・子育てや子どもの成長に関わる人たちへの支援も大切なポイントである。この人たちが元気でなければ、子どもの権利が脅かされる可能性も否定できない。
- ・条例制定後の専門委員会がどう機能するのかが重要だと思う。

（注）件数については、複数項目のご意見があるため、合計数値とは一致しておりません。

子どもとともに札幌の未来を考える
子どもの権利条例の制定に向けて
札幌市子どもの権利条例制定検討委員会 最終答申書

(お問い合わせ先)

事務局：札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課

住所：〒060-0051

札幌市中央区南1条東1丁目

大通バスセンタービル1号館3階

電話：011-211-2942 FAX：011-211-2943

E-Mail：kodomo.kenri@city.sapporo.jp

ホームページ「子どもの権利ウェブ」:

<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri>